

平成 30 年

南三陸町議会会議録

第6回定例会 9月4日 開会
9月19日 閉会

南三陸町議会

平成 30 年 9 月 5 日 (水曜日)

第 6 回南三陸町議会定例会会議録

(第 2 日目)

平成30年9月5日（水曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（15名）

1番	須藤清孝君	3番	佐藤雄一君
4番	千葉伸孝君	5番	後藤伸太郎君
6番	佐藤正明君	7番	及川幸子君
8番	村岡賢一君	9番	今野雄紀君
10番	高橋兼次君	11番	星喜美男君
12番	菅原辰雄君	13番	山内孝樹君
14番	後藤清喜君	15番	山内昇一君
16番	三浦清人君		

欠席議員（1名）

2番 倉橋誠司君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長 佐藤 仁君

副 町 長	最 知 明 広 君
会計管理者兼出納室長	三 浦 清 隆 君
総務課長兼 危機管理課長	高 橋 一 清 君
企 画 課 長	及 川 明 君
震災復興企画調整監	橋 本 貴 宏 君
管 財 課 長	佐 藤 正 文 君
町 民 税 務 課 長	阿 部 明 広 君
保 健 福 祉 課 長	菅 原 義 明 君
環 境 対 策 課 長	佐 藤 孝 志 君
農 林 水 産 課 長	千 葉 啓 君
商 工 觀 光 課 長	佐 藤 宏 明 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建設課技術参事 (漁港・漁集担当)	田 中 剛 君
復 興 推 進 課 長	男 澤 知 樹 君
総 合 支 所 長	佐 久 間 三 津 也 君
上下水道事業所長	阿 部 修 治 君
南三陸病院事務長	佐 藤 和 則 君
総務課長補佐兼 総務法令係長	岩 淵 武 久 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	阿 部 俊 光 君
生 涯 学 習 課 長	三 浦 勝 美 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	三 浦 浩 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	高 橋 一 清 君
-------	-----------

農業委員会部局

事務局長

千葉

啓君

事務局職員出席者

事務局長

三浦

浩

総務係長
兼議事調査係長

小野 寛和

議事日程 第2号

平成30年9月5日（水曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。本日2日目であります。本日もよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席議員、2番倉橋誠司君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番佐藤正明君、7番及川幸子君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告4番、千葉伸孝君。質問件名、1、「高齢化対策は万全か」について、2、「特養・老健施設の現状は」について、以上2件について一問一答方式による千葉伸孝君の登壇発言を許します。4番千葉伸孝君。

〔4番 千葉伸孝君 登壇〕

○4番（千葉伸孝君） 4番千葉伸孝は、議長の許可を得ましたので、壇上より一般質問を行います。

質問の相手は、佐藤町長です。質問事項は、高齢化対策は万全かということです。質問の内容は、「災害公営住宅の独居生活の現状と見守りの対策は」です。2番目に「社会福祉協議会との連携は」、そして3番目に「歌津地区のデイサービス施設の老朽化対策は」で、4番目が「高齢化が加速する町の今後の町長の高齢者福祉対策は」です。

日本政府においても人口減少や社会福祉制度、高齢化の対策が急務となっている中で、南三陸町も同等の問題が現在あります。南三陸町の高齢化、生活保護の住民の不安と思っていることを住民にかわり質問いたします。

初めに、南三陸町の誕生からの歩みが議会だより第50号に掲載され、8月初めに発行、配布

されました。合併から大震災、そして現在までの復興を紹介しました。厳しい南三陸町の現況は、人口が1万7,815人から1万3,081人となり、世帯数も約5,500世帯から4,590世帯と減少し、高齢化率が約35%となりました。高齢者は今後拡大の一途となることを踏まえ、高齢者の福祉環境と生活状況の厳しさの町の対策や対応について、町長に質問します。よろしくお願いします。

○議長（三浦清人君） 脱衣を許可いたします。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

千葉伸孝議員の1件目のご質問、高齢化対策は万全かということについてお答えをさせていただきたいと思いますが、1点目のご質問であります。災害公営住宅の独居生活の現状と見守り対策についてであります。本年4月末現在で町内8団地の災害公営住宅に入居されている697世帯のうち、65歳以上の単独世帯は176世帯、25.2%となっております。

見守り対策につきましては、60戸以上の団地には2名の生活支援員を配置しております。それ以外の団地については、社会福祉協議会の結の里に常駐をしております生活支援員が巡回して見守り活動を行っております。

各団地では、災害公営住宅への入居が進んだことによりまして新たなコミュニティーの形成が図られ、独居の方々も団地内の共助により徐々に見守る体制が整いつつあると考えておりますが、今後とも関係機関と連携をして対応に当たっていかなければならないと思っております。

次に2点目のご質問、社会福祉協議会との連携についてであります。高齢化対策を図る上で、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会との連携は欠かせないものと認識をいたしてございます。

社会福祉協議会がことし5月にオープンをいたしました高齢者生活支援施設の結の里は、デイサービス施設や居宅介護支援施設、高齢者見守りなどの機能を兼ね備えた複合的福祉施設となっておりまして、地域の方々が互いに交流を深め、新たなつながりや支え合い活動の中心施設になるものと期待をさせていただいているところであります。町といたしましては、地域福祉の増進を図る観点から、これからも一層の連携と支援を行ってまいりたいと考えております。

続いて3点目のご質問、歌津地区デイサービス施設の老朽化対策についてであります。ご案内のとおり、歌津デイサービスセンター及び老人福祉センターは平成2年に設置され、当初から社会福祉協議会に管理委託を行ってきておりました。その後、指定管理を経て、平成

28年4月1日に建物全部を譲渡し、現在に至っております。

施設の老朽化対策につきましては、所有者であります社会福祉協議会の運営方針によるものと承知をいたしておりますが、歌津地区の中心的な介護施設であり、建設時の経緯等からしても、引き続き連絡を密にして対応に当たってまいりたいと考えております。

最後に4点目のご質問、今後の高齢者福祉対策についてであります、超高齢化社会の到来が現実化している状況についてはご案内のとおりであり、そうした状況を踏まえ、本年3月に南三陸町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定したところであります。本計画では、「すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して、生きがいのある暮らしを続けられるまち」を共に築く」という、これを基本理念といたしまして、3つの施策目標、5つの重点施策をもとに各事業を実施していくこととしておりますことから、今後も「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の一体的な提供体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今、町長の説明ですと……。

○議長（三浦清人君） マイクを使ってください。

○4番（千葉伸孝君） 町長の説明ですと、社協によるデイサービス機能の充実、そして高齢化対策も万全に、平成30年3月に第2期福祉計画、そして高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画を平成30年3月に作成した。そういった旨で、私もこの中の数字的な文を今回読ませていただきました。それを見ていくと、厳しい状況がかいま見られました。こういったことも含めて町長に再度質問させていただきます。

「災害公営住宅の独居老人の現況と見守り対策は」ということですが、独居老人、高齢者夫婦世帯が町内の災害公営住宅で生活していますが、安心して生活環境の充実をお願いしたいと今回の質問をいたします。

初めに質問の1つに、独居老人の世帯は372世帯、この数となった理由は何だと町長は考えていますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） これまた難しい問題で、答えに窮するようなご質問でございますが、基本的にそういった家族状況、構成というのが結果としてそういう状況になったというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 家族状況とか情勢とか、そういったことを言っていましたが、やっぱり大震災による人口減少、やっぱりこれが大きいものだと思います。若い人たちは地元に生活の糧がないということで町外に出ました。そういったことで高齢者夫婦が残り、そして片方が亡くなり、そういった現状の中で独居生活の老人を含め、独居家庭がふえたと私は思っていますが、町長は難しい問題だと思いますが、原点には何かがあるかということをできれば私は町長に考えてほしいと思います。

震災復興の対策が万全ではなかったんじゃないかなと私は常日ごろ言うんですが、こういった状況の中で佐藤 仁町長が行ってきた町の復興、これに関してはもう後戻りすることもできないので、今の現状をどうやって維持して町民生活を守っていくか、その辺を町と議会でもって考えていきたいと思います。

次に、大震災から仮設生活、復興住宅となり、その現状で自殺者が6人いました。そのほかに災害公営住宅などでの病気の孤独死などの数を教えてください。私の知っている方も2人ぐらい孤独死となりましたが、その孤独死の震災以後の現状を教えてください。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 孤独死ということでございました。なかなか町全体の中で孤独死ということになりますと、その定義がなかなかはっきりしないということもございまして、災害公営住宅の中で発見されたというふうなところで申し上げますと、去年からの継続で3件であったというふうに記憶してございます。

あと、その後の状況ということですけれども、なかなか各個々のその後のお亡くなりになつた後というのはちょっと承知してございません。申しわけございません。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長は2件ということで、そのほかは把握はしていないということなんですが、震災後のあの仮設生活の中で多くの人たちと知らない人たちと近くでともに暮らすということの圧力感、その辺は私は大きいものがあったと思います。そういった中で、仮設の中の過剰な飲酒、ひきこもり、そういったものがこういった病気と関連していると思います。そういったことを言えば、現実的にそういった事案が起こったということの検証を町ではしているのか。その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 孤独死に至った検証ということですけれども、孤独死を発見するのが生活支援員であったり、あとは今の災害公営住宅でも回っておりますけれども、やは

り各社協さんにお願いしている支援員さんが見つけるケースが多いです。その中でなかなかなぜそのような状況に至ったかということを細かく検証するということはもちろんしておりますし、なかなかそこに立ち入ることもできないような状況ではございますけれども、逆にそうならないようにというふうなところで、コミュニティーであったり、あるいは従前の仮設住宅であればいろいろな形でグラウンドゴルフをやったり、その他、お茶飲みをしたりということで、集まる機会をできるだけ持つようにしていたというところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 検証はしていないと。できなかったか、しなかったか、その辺は微妙なんですが、やっぱり検証ということは、今後に同じような事件、事案を起こさないための行政のやるべき仕事だと私は思います。支援員が見ているからとか、支援員がいても郵便受けに新聞が3日も4日もたまっているというような状況もないわけではありません。そして、亡くなつてから3日、4日で見つかることの不幸というのは、当事者じゃないと私はわからない状況だと思います。

町長への質問の答えの中で、支援員が見ていると。確かに多くの支援員が仮設を回つて、町民の人たちも臨時雇用で仮設を回つたという話や、あとお茶っこ会とかといって施設の人を皆集めてお茶会とか、あとは歌とか、そういうことをやつた時期がありましたけれども、今はそういうものが、果たして災害公営住宅の中で高齢者を呼び込んでまであるかというと、私はなかなかその辺は難しいと。その一例で言えば、社協さんが立ち上げた結の里、なかなかこの辺も充実している人の入れ込みがあるかというと、やっぱり社協で描いたぐらいの入れ込みはないと思うんですよ。だから、福祉の関係を責任を持ってやつてある町から委託された社協さんがもちろんやるのは当然ですが、なかなか社協が思うこと、あと町が思うことと、順調にいっているかというと私はなかなか難しいと思います。

だから、もっともっと、「福祉の町」と前、志津川中学校のところにありましたがあつた福祉の町、福祉の町ということはどういった町なのかを、できればもう一度、一から考えてほしいと思います。

次に質問します。今も話しましたが、震災後に高齢者に対する見守りということを社協、そして被災者雇用の中で支援員が見守つてきました。そういう中で、町の中では復興、再建、いろいろなことが事業の中にありました。町長を含め役場職員のこの仮設生活者、そして災害公営住宅ができるからの住民の見守りの対策、これは万全かということをもうちょっと町長に詳しく説明いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 前の経緯からちょっとお話をさせていただきますが、基本的に仮設住宅の建設があって、そして入居を始めたときに、当時の保健福祉課長が今の副町長の最知でございます。最知が課長のときに私が命じたのは、孤独死を1人も出すなということを命じました。したがいまして、当時うちの町にお入りをいただいていた本間先生という方がいらっしゃるんですが、今、東北大の准教授か何かをやっているのかな、特任教授をやっているのかな、本間先生を中心を担ってもらってさまざまな見守りの体制、二重三重の見守りの体制をしていただきました。したがいまして、他町でいろいろそういった孤独死の問題等が出ましたが、幸い当町では初年度は全くそういったケースが見られなかつたということでございまして、ことしの3月だったと思いますが、見守りが通算で100万回を突破したということが新聞報道でなつております。

したがいまして、行政としてやれる範囲、「完璧に」という言い方は私はしません。必ずどこかに落ち度はあります。しかしながら、100万回を回ったというのは他の自治体では全く例のないことあります。したがいまして、それほどまでに我々とすれば孤独死を含め、あるいは部屋でおひとりで亡くなるということをいかに防ぐかということについてはずつと取り組んできたつもりでございますが、その中で今、千葉議員は十分でないというご質問でございますが、基本的には我々としてやれる範囲は全てやつたと。しかしながら、そこでの落ち度はあつたということは率直に認めざるを得ないというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） あと、見守りの体制ということでのお話があつたかと思いますので、現在行っているものを申し上げますと、まず1つは、震災前からずっとやっておりますけれども、ひとり暮らしの高齢者の方の緊急通報事業がございます。こちらは警備会社に委託しておりますけれども、そのご家庭の電話回線と警備会社をつないでおりまして、お家の中にセンサーをつけております。センサーに一度も反応がないのが24時間続くと、どうしましたかということで警備会社から連絡がそのご家庭に入ると。そういうものがまずはござりますし、あとは災害公営住宅については何かが体に起きたときに知らせるそのブザーがそれぞれの部屋についているというふうにお話を受けております。お風呂、台所、それからトイレにボタンがあつて、何かぐあいが悪くなつてそのボタンを押すと、大きな音のブザーが鳴つて周りにも聞こえていくというふうなところがあるというふうに伺つてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町長を責めているわけではないんですが、とりあえず役場職員も頑張っているし、地域住民も共助の形での見守り、それをやっていると私は思います。しかしながら、こういった不幸を1人でも出したくないという観点から今回質問しているわけです。

今、課長のほうから、この後で聞こうと思っていたんですが、災害公営住宅の独居の病死の防止対策ですね。その辺とか、あと町営住宅、住宅再建の高齢者世帯の事故の防止対策もあれば教えてくださいということで質問するつもりだったんですが、今、課長のほうから災害公営住宅においては緊急時のボタンとかそういったものがあると。あとは部屋の中で1回も人が歩いた形跡がないときはブザーがなって、それを何ですか、会社が管理して、何かがあったときには町のほうに連絡してくるというような感じだと思います。

そして、この間災害公営住宅に行った折にそういった緊急のボタンがあると聞いたんですけども、「ありますか」と聞いたんですけども、周知が整っていないのか、「どこにあるかわからない」と言っていました。そして、とりあえず台所の前に緊急ボタンというような形があったので、「ああ、これが」という話でした。だから、やっぱり地域住民への周知、その辺も行ってもらえば、そういった病気で倒れた場合、はってでもそのボタンを押せば何とかなるとか、そういったことがあると思いますので、いろいろな形でその辺は町のほうに周知をお願いしたいと思います。

それでは、次の2番目の質問になります。「社協との連携は」ということです。

南三陸町の社会福祉協議会は、ボランティアの受け皿として被災地の後片づけなど、全国から15万の方々が来町され、ボランティアとして復興の一助と活動されました。この席から感謝を申し上げます。

また、現在は南三陸町には農業・漁業支援、観光支援などのボランティアが活動しているようです。こういった面で質問をいたします。現在のボランティアの受け皿はどこですか。また、ボランティアの推移を教えてください。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 現在、災害ボランティアセンターについては終了したんですけども、その後についてもボランティアといいますか、一応受け皿というものは持っております、ホットバンクと申しますけれども、こちらが社協でやっておりますボランティアの今の受け皿ということになります。ただ、従前の災害ボランティアと違いまして、町内の方も含めてさまざまな形のボランティアを募集しているということでございます。

それから、あとちょっとボランティアの推移というのは、済みません、手元に今資料がござ

いませんので、後ほどちょっとお知らせさせていただければと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町長が以前から、たしか15万人のボランティアが南三陸町に来て、被災地の後片づけとか、そういう面をしてくれたというような数字を私は記憶しておりますので、ボランティアの推移、当初は多くあったんですが、そこから年々ボランティアの人数が減っていったと。そういう情報も聞きました。推移的にそういうことだと思います。細かい数字に関しては大体減少しているというのが私は現実だと思っています。

そして、この何か復興計画ですか、この町の発行した冊子によると、ボランティアの登録は125人、そして1年間で166人というような数字がこの冊子には出ていましたが、この意味はどういったことなんでしょうか。（「どんな冊子」の声あり）

○議長（三浦清人君） 課長。ちょっと質問の内容が見えてないといいますか、ちょっと千葉議員、もう一度。

○4番（千葉伸孝君） 町の発行している2期地域福祉計画、そして高齢者福祉計画、そして第7期介護保険事業計画、この中に書いてありました。とりあえずはボランティアの登録が125人、そして年間166人というような数字が出ていましたので、これがこれまで15万人もボランティアの方が来た中でこの数字は一体何なのかなということで今質問しました。

現在、南三陸町においてはワカメとか、水産業者に関するボランティア支援、あとホヤとか、そういうもので来ていることは聞いています。あと農業関係ですね。その支援も来ているようです。あと大学生もたくさん来ているようです。こういった子たちがSNSの中で広く発信をしている。これはすごくいいことだと思います。まだ南三陸町にはボランティア活動が必要なんだという町からの発信になると思いますので、やっぱり人が来ることが南三陸町の復興につながるし、観光振興にもつながると私は思いますので、このボランティアという形を、きのうも同僚議員が復興応援団ですか、これでもって昨日も質問がありましたが、町としては復興ボランティアはあくまでもこの町に来て、お世話になった方が兵庫や東京やほかのところで離れていても応援するんだというような体制がこの復興ボランティアの形だと思いますので、町長もそういった人のつながりから、そして年に1回は町に来てくれるような環境づくりをしてくれて、そしてボランティア活動にも参加してもらえる、そういう町の体制が私は必要だと思います。その辺、ひとつよろしくお願ひします。

町長も先ほど説明しましたが、福祉の多岐にわたっている活動を南三陸町社協はしていると思います。環境 高齢者の環境の支援を提供する場と私は思っています。震災後は

デイサービスが地区に1施設の整備があり、高齢者の生活支援の充実を町は図っていたと思
います。それが戸倉地区にでき、そして入谷地区にも立派なデイサービスセンターができま
した。

これを踏まえて、また質問いたします。入谷・戸倉地区の被災後に整備されたデイサービス
がありますが、稼働と管理は社協への管理委託なのかを教えてください。まずデイサービス
の利用者の稼働状況をわかつていただければ教えてください。

○議長（三浦清人君） 順を追って答弁してください。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、まずボランティアの件が出ましたので、先ほど百二
十数名ということでのボランティアの人数ということでしたけれども、こちらについては最
前申し上げましたホットバンク、これは震災ボランティアではなくて、例えば高齢者の方へ、
あるいは子供への本の読み聞かせですとか、そういった部分の社協に登録している地域の中
の方のボランティアの数ということですので、いわゆる震災ボランティアの方々の数ではな
いという。なかなかボランティアということで、これはそっち、これはこっちというふうな
区分け表現をしておりませんでしたので、その辺でちょっと混同されてしまったかとは思
いますけれども、そのようなことでございます。

その震災ボランティアを引き継ぐ形での応縁団については、数等についてはちょっと別な商
工観光課のほうで案内しておりますので、後ほどお答えしていただきたいと思います。

デイサービスの利用者ですけれども、ちょっと資料を用意いたしますので、最初に商工課の
ほうからお願ひします。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、災害ボランティアセンターで大変お世話になりました
ボランティアの皆さんとのその後のおつき合いということで、平成27年度に南三陸応縁団
という仕掛けをつくらせていただきまして、運用を開始しましてことしで4年目に入るとい
うことになってございます。昨年度、平成29年度末で個人で登録いただいている団員の皆様
が2,917名でございます。このほか、震災後にいろいろな企業を含めました団体の皆さんから
もボランティアのご支援を頂戴していまして、その団体の登録数が65団体ということになっ
てございます。ですので、この団体の先には各お勤めの皆さんがいらっしゃるということに
なりますので、総体的にはもっとたくさんの方々が南三陸町とおつなぎをいただいているの
かなというふうに思っております。

昨年度の本町においておでって活動」ということで協力を頂戴している事業で

すが、延べで約2,750名の方々にご協力を頂戴しているという状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 大変申しわけございません。デイサービスの状況ということですけれども、地区ごとに分かれたものというのが手元にないんですけれども、昨年度の状況で言いますと、デイサービスで全体で1,065件、それからあともう一つ、老健でやっているものがございますので、老健でやっておりますのが、済みません、老健じゃなくて介護予防のほうでやっておりますのが183件ということでございます。

参考までに入谷、戸倉ということで出ましたけれども、最前お話の出ていました結の里、こちらについては現在、開所以来、デイサービスが317名の方にご利用いただいているというふうな状況でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） デイサービスの利用状況、大体わかりました。なかなか数字的な面なので、全てを網羅しているかというと、課長も大変なので、大体の数字と、あと現状がわかれれば私はいいと思っていましたので、大体、今わかりました。

この2番目の質問に関して、最後に町長に聞きたいと思います。南三陸町の地域に1施設が現在整備されています。地区の人口と利用率に応じたということで今使われている人数を聞こうと思って課長のほうから聞きました。今後、施設の集約も、町として利用稼働率に関して集約も考慮しないといけないと思いますが、その辺、町長はどういうふうに考えていますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） これは私がお話しするというよりも、これは事業者が社会福祉協議会のほうでやってございますから、集約をどうするか、あるいは利用度の観点からどのようにこれから運営を変えていくかということについては、あくまでも社会福祉協議会が事業主体として判断するものというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町長の口からは、とりあえず今後、経緯を見ながら進めていくというような答えが返ってくるのかなと思いましたが、あえて今の答弁に対して重ねて質問したいと思います。

今の入谷地区、戸倉地区のデイサービス機能を持つセンター、この持ち物は社協の持ち物な

んですか。町が社協に譲渡しているとか、そういった感じのものなんですか。その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） デイサービスセンター、まずは入谷と戸倉のデイサービスセンターについては、社協さんが自分で建てた建物ということでございます。自分で建てた建物の中で自分で介護保険事業を展開していらっしゃるということでございます。

それから、あと歌津地区のデイサービスセンターについては、町長答弁にもございましたとおり、当初は旧歌津町で建設がされ、その後合併を経て、平成28年に社協のほうに譲渡したことありますので、現在についてはやはりこれも社協さんが自分の建物の中で自分の事業をやっているというふうなものでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 結の里においては、建設に当たって町が半分、あと社協さんが半分ですかね、そういった形で建設したというふうに社協の事務長から聞きましたが、これは町の財産を使って設備しました。そういう状況を見れば、社協の持ち物、財産というものは全部社協じゃないと私は思うんですよ。町も深く社協のデイサービス事業にかかわっているものだと思いますので、その辺、町長、そういった結の里の今の存在と、町からお金が出ていることに関して社協さんとのつながりですかね、その辺、ちょっともう一度お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。あなたに質問。

○町長（佐藤仁君） 結の里の整備の経緯ということについてお話をちょっとさせていただきますが、基本的には事業主体がどこなのかということについて公募をさせていただきました。公募をした結果として、社会福祉協議会が受託企業ということで指定ということになりましたので、そういった経緯で建設をしたということです。

財源の問題等につきましては、担当課長から答弁させたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 今、町長が申し上げましたとおり、結の里については、あそこで災害公営、非常にお年寄りの方が多い災害公営だということで、そこの福祉のあり方というものの一つのモデルケースとして事業がなされたわけですけれども、財源としてはほぼほぼ復興交付金になっております。これを復興事業として国に認めていただきまして、その事業主体を公募したということです。

ですので、あくまで事業主体は社会福祉協議会、社会福祉協議会のほうも事業主体としての

応分の負担をいたしておりますし、あとは町が復興交付金を使う中で社協さんに対して建設補助を行ったというふうなものでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 社協と町の連携ということを考えれば、お金が復興交付金、やっぱり町を介して社協さん、受託企業に入っているわけですから、やっぱり町と密な連携をとっていく上ではいろいろな情報は社協のほうからも聞いて課長、そして町長のほうにも伝えて、やっぱり高齢化に向かう社会の対応をしていくべきだと私は思いますので、その辺、社協さんとうまくやって、お互いに南三陸町で今も暮らし続けている高齢者のために役目になるような町と社協の運営をお願いしたいと思います。

3番目に入ります。「歌津地区のデイサービスセンター、老朽化対策は」ということです。

現在、デイサービスセンターは南三陸町社協が担っています。そういった中で震災後に老健施設がデイサービスの機能を一時的に持ったという経緯も聞いています。やっぱり震災時に南三陸町の慈恵園を含めて、あとデイサービスが拠点であったので、それがなくなったことでやっぱり町内の老健施設、そして復興に向かってこういった意味がありました。

その中で今回、歌津地区の方から電話をいただきました。「歌津地区のデイサービスセンター施設機能が志津川地区の結の里に移るという話は本当ですか」という連絡を受けましたが、事実はどうなんでしょうか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 今、議員がご指摘されました歌津のデイサービスセンターがなくなるという話ということは私どもも聞いてございまして、我々としてもそれはどういうことなのかということで社協さんに今、真意をちょっと確かめる必要があるなということで聞いたところですけれども、そのところによりますと、デイサービスセンターをなくすというものではないと。現在そのデイサービスセンターで行われている従来型のデイサービスがございます。送迎して、健康チェックをして、お風呂に入っていただいて、それからお昼を食べて、軽スポーツあるいはレクリエーションをして帰るというふうなそういうものですがれども、これをできれば機能訓練に特化した形で事業を行っていきたいというふうな意向があるということで、その機能訓練に特化した形になりますと、当然ながら食事の提供ですか、あるいは入浴といったサービスはなくなってしまいます。その結果、どうも従来型といいますか、歌津からデイがなくなるんではないかというふうな話に結びついたのではないかというふうなものでございました。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 社協のほうで行政区長さんとか、そういった方々、南三陸町の住民が集まつた場所で何かそういった話をしたというような経緯があったみたいで、そこから歌津の老人福祉センターがなくなるというような話に話がどこかで変わっていったというような話も課長のほうから聞きました。そして、リハビリの部門をどうしてもなかなか、今お風呂の老朽化と、あと水道管の老朽化によって施設の修理にお金がかかると。そういった面で、今、課長が話しました入浴とかリハビリに関しては職員の数、そういった面でも大変だという話で、その分を結の里というような形の今の課長の説明だと思いますが、とりあえず歌津地区の例えれば一番遠いところで言うと石浜、そして払川、あの辺からバスで結の里まで高齢者が来てリハビリを受けると。35分からそこらぐらいは十分かかると思いますが、そういった状況の中でやっぱり高齢者がデイサービスを受けるのには大分不便かなと私は思っていますので、その辺は今後、社協と町が町民の福祉を考えた場合にもっと深く話していくことが私は必要だと思います。

そういった状況の中で私も歌津の老人福祉センター、デイサービス機能を持ったところなんですが、そこに行って一応職員から聞き取りをしました。職員の話ですと、歌津老人福祉センターはなくならないと。とにかく私たちはやっていくんだと。しかしながら、リハビリ、あとお風呂の入浴、そして要介護度が高い人たちにとってのサービス提供はうちのデイサービスセンターの機能ではできないということで、そういった意味合いで結の里のほうにそういったリハビリの部門を、リハビリを受けたいという町民の方に行ってもらうというような形で職員の人たちは話していました。それが私は実態だと思います。

やっぱりこれまで歌津地区民の人たちに福祉、そういった機能サービスとか食事・入浴サービスを続けていた施設の職員ができればここでやっていきたいと言っているんです。何かそれを通り越して社協の事務局のほうで行政区の区長さんたちにこういった話というのは、事前に社協の中の職員の中でやっぱりその辺は話をしていくべきかなと。今回歌津に行って調査したところによると、私はそんなふうに町と社協がもっと連携を密にしていけば、こういった問題、結局歌津の老人福祉センターがなくなるようなことはないというような話になったのかなと私は思います。

そして、お風呂の老朽化、あとは水道管、施設、いろいろな形の部分で築30年にもう近づいてきていますので、なかなかそういった部分が多いと思います。そういったことを考えていった場合に、歌津地区民は1,308人の人口がいます。そういった中で入谷地区、戸倉地区的地

区民の数というのは、歌津地区はその2つを足してもまだ余るぐらいの人たちが歌津地区には住んでいます。そういったことも考えれば、歌津地区にある老人福祉センター、これの改築なんかも考えていくべきかなと思いますが、それも基本的には社協でするべきことなのでしょうね、多分、町長の先ほどの答弁から言うと。これに建てかえとか、そういったことを考えた上で町が社協を支援するというような、こういった体制というのではないものなんでしょうか。最後にその辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろご意見を頂戴いたしましたが、基本的に社会福祉協議会から正式に私どものほうにそういうお話が来た経緯はございません。いろいろな町民の皆さん方が、さっき区長会の話になりましたけれども、区長会でもそういう話が出ました。そのあたりも町民の皆さんからも、皆さんというか一部の方ですがお話をいただきまして、今社協でそういうような動きになっているのかなというのは、私はそういった立場でお聞きをしましたが、その後に担当課長にも指示をしまして、この経緯がどうなっているんだということについては確認をさせていただきましたが、具体的に社会福祉協議会の会長さんのほうからこういう方針で今後考えていきたいというふうなお話を正式に、一度もまだ伺ったことがございません。

したがいまして、連携は密にするというお話でございますが、これはもちろんです。そのようにしていかなければいけませんが、基本的に社会福祉協議会としてどういうお考えがあるのかということについては、私どものほうにしっかりとお伝えをいただくということがまず大前提だろうというふうに思っております。

そういった中で町としてどう対応するのかと。先ほども答弁でお話ししましたように、これまでの経緯、経過がございますので、そういった中で町としての対応も考えていかざるを得ないんだろうというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、ちょっと補足をさせていただきます。

まず、歌津のデイサービスセンターの件ですけれども、先ほど結論を申し上げるのを失念してしまいました。結果から言いますと、その後の社会福祉協議会の意思決定は理事会なり評議委員会でされるものですけれども、その後の理事会において協議した結果、社協として機能訓練に取り組んでいくというふうな姿勢、これは堅持すべきであろうけれども、現時点において歌津のデイサービスを、今の提供しているサービスをやめてそれに切りかえていくと

いうのは性急だということで、今後とも地域の皆さんから例えばしっかりとご理解をいただいたというのであれば別ですけれども、当面は現状のデイサービスを継続していくことになったということで話を受けております。

それから、あとどうも社協の内部で話が食い違っているのではないかというふうなご指摘もいただきました。この件に関しては、私も事務方同士の中でそういったこともあるようなので、やはり事務方として職員に対してきちんとしたことを伝えていったほうがいいよねということで若干の苦言を呈させていただいたところでございます。

先ほど、あと町長がデイサービスの今後の整備の考え方をお伝えしたところですけれども、これについても社協事務局と我々のほうでさまざまな形で意見交換しながら、当然ながら30年近くたつ建物ですので、何がしかのふぐあいというのは、これは当然出てまいります。これをどういうふうにしていったらいいのかということも含めて、十分な相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） いつも言うことなんですが、歌津の町民、数は少ないとは思いますが、「何で歌津だけなのか」と、「何で歌津にそういった施設がないのか」というような、やっぱり不均衡さを口にしていました。やっぱりこういったことからも、どうしても地区住民の生活に対して町の活動がやっぱり不公平になっているんじゃないかなというような声がこういったことからも聞こえてくるのかなと私は思います。

やっぱり社協は年間、世帯から500円というような形で寄附金をもらっていて、南三陸町全体を考えるべき団体だと私は思います。そういったことを考えても、南三陸町社会福祉協議会とつくからには、やっぱり本気で地域民のことを考えてほしいと思います。町長が社協のほうからそういった話はないとか、あと社協の会長のほうからそういった話がないということは言っていますが、ただ、ここまでたどり着くまでに「できないんだろうな」というような、やっぱり後ろ向きの考えが町民に出てきたら、町の福祉サービスはやっぱりどんどん地に落ちていくのかなと私は思いますので、町長が積極的にこういった福祉施設の再建に取り組むことで地区住民が豊かに生きられる環境がここにあるんじゃないかなと私は思います。

3番目の質問はこれで終わります。

4番目の質問に入ります。町の高齢者福祉対策ということで、高齢者に対しての質問の締めくくりは、やっぱり生き生きと働いてもらう。高齢となっても、60歳を過ぎても、65歳を過ぎても、70歳を過ぎても、生き生きと働いてもらうことが高齢者の喜び、そして家族の喜び

につながると私は思いますので、こういった観点からちょっと話をしたいと思います。

今後の町の人口動向、若者や子供たちの数は現状のままで推移するのかと思います。高齢者はますます増加の一途をたどっていきます。高齢者は60歳となり定年、65歳まで働くこととなる国の働き方改革に取り組んでいます。元気な高齢者、特別な資格を持っている高齢者の方々のためにも町で働く環境づくりを、高齢者にもできる仕事を町が考えることも必要だと思いますが、町長、どう考えていますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 震災前にシルバー人材センターがございました。まさしくこれは高齢者の皆さん方の生きがい対策ということで、私の肝いりで立ち上げた人材センターでございましたが、震災で残念ながらこれが休止ということになりました。以来、入谷地区の晴谷驛のほうで活動している方、中心になってやっていただいた方に、震災後そこがオープンしたときからずっと私は提案してきました。シルバー人材センターをもう1回復活させて、いわゆる震災前と同じ形づくりをしてからやりたいというお話ですが、それではいつまでたっても立ち上げはできないと。したがって、今やれる範囲からやったほうがいいんじゃないのかということですとずっと言ってまいりました。残念ながらいまだに立ち上がってないということでおざいまして、基本的にはそういった元気でいつまでもご活躍をいただける世代の方々が結構いらっしゃいますので、今そういう立ち上げをするということが現状としては喫緊として大変大事なことだろうというふうに思っておりますが、残念ながら現時点としてもいまだその人材センターを含めて立ち上がるというふうな気配が感じられないというのは、私個人的にも残念だというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 晴谷驛がそういった後継の団体というような形に町長は今話されました
が、そしてなかなかシルバー人材の復活には至っていないというような説明でした。しかしながら、晴谷驛に今、果たして高齢者の登録が何人あるんでしょうか。なかなかあそこの活動の中で仕事をしてもお金がとれるかというと、とれない環境に今、晴谷驛自体があると私は思います。あそこに行って映像的なものをして積み上げるとか、そういった仕事で私は高齢者の1食分の食料の負担とか、そういったことを考えていけば、私は無理なような気がします。こういった中でも、この後で質問しようと思っていましたが、町長の中ではシルバー人材の再建は自分の肝いりで震災前はつくったというような経緯も今話されましたので、この辺はぜひ進めていただきたい。

しかしながら、以前聞いたのですが、この立ち上げには大きなハードルがあると。今、あえて町長は言いませんでしたが、国の補助金と町の補助金半分半分の持ち出しでもって初めてシルバー人材が運営できると。やっぱりそうなると町長がやりたいと言ってもなかなか無理なことだと私は思います。しかしながら、高齢者がこのぐらいふえていく中で、このシルバー人材の存在というのは大きいと私は思います。今、家庭の中で高齢となった両親、そして子供たち、そして孫たちが一緒に住んでいます。60歳を過ぎても、65歳を過ぎても、70歳を過ぎても働きたいと、日銭をとりたいと。3万円でも2万円でも働きたいという、そういういった高齢者はもうたくさんいると私は思います。

それはなぜかというと、現在、住宅再建に当たっては住宅ローンを組んでいます。大部分が組んでいるとは思うんですけども、やっぱり80歳まで30年という期間が住宅ローンの基本だと、私も取り込んだのでわかりますが、しかしながら病気を持っていたりするともう15年しかその支払い期間が持てないと。そうするとやっぱり息子さんが持つと。そして、年をとって病院に行ったり、多くの迷惑を子供たちにかけているというような負い目が高齢者にはあると私は思うんです。

そういう意味合いからも、高齢者が働く場、そして会社の都合で60歳、50歳になって退職した人を受け入れられるような町の事業所への働きかけとか、その辺も必要と思うし、あとこういった高齢者の労働者バンクみたいなものを町で創設して登録してもらって、あなたの資格だったら建設屋さんのこういったところで働くと。あなたの魚に対する技術を持っていれば、魚屋さんで働くと。やっぱりこういった取り組みを町は高齢者のために、そして再建が進み、住宅ローンを払い続けるその家庭のためにもそういう働きをするべきだと私は思いますが、その辺、町長、どうでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 聞き上手になっていただきたいと思うんですが、晴谷驛で収入がなかなか得られないというのは、私は行って見ています。したがいまして、あの経営形態の中では当然、高齢者の皆さん方のいわゆる収入を得るという体制はとれないと。したがって、そこからもう一歩踏み出して、シルバー人材センターのような体制をとらないと、高齢者の皆さん方の収入は得られませんよということを私は言ってきてるんですよ。それがなかなか進展をしないということの説明をしたわけでありまして、言われなくても晴谷驛でなかなか収入が得られないというのは私も十分知ってございます。

したがいまして、そういうところから一歩前に踏み出して、震災前と同じような体制をつ

くってからでないとできないということではなくて、やれる範囲からスタートすべきでないかということを私は提案をしてきたの。ですから、そういう意味で誰かが先頭に立ってやつていただくということが非常に大事なんだろうと私は思っております。

それから、高齢者の方々の就業のミスマッチといいますか、そういう件については、今ご案内のとおり、今、町内の有効求人倍率は1.8ぐらいあります。したがいまして、町内の企業はもうほとんど社員不足、従業員不足、そういう状況で今推移してございます。したがいまして、今、年齢がどうのこうのではなくて、元気でいるうちはそういった受け入れる事業者というのは結構ございます。ですから、そういう労働環境については、うちの町にしてはといいますか、今、沿岸自治体が大体そうですが、ほとんどの自治体が今、労働者不足ということになっておりますので、当町ももちろん例外ではございませんので、働く意欲、意思というものががあれば、当町にはご案内のとおり、無料の職業紹介所がございますので、そちらのほうに顔を出していただければそういった職業のマッチングということはできるだろうというふうに思ってございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 晴谷驛の問題、町長が熱く今話していましたけれども、現実的にはそこには収入を得る手段はないというのは、私も重々知っています。だからこそこれからシルバ一人材の立ち上げに向かって年々頑張っていって、最終的には10年後を目指して立ち上げるんだというような町長の取り組みの姿勢を私は聞きたかったのですが、聞き上手になってくれということで、ちょっと頭も耳も悪いものですから、その辺はなかなか町長の思うようにはちょっと私は今いっていないのが状況です。

この1件目の質問に対して、最後の質問をいたします。現在、南三陸町においては高齢者が生きがいを持ち、豊かな心で子供たちとともに楽しく生きられる環境づくりが町の義務であり、使命であると私は考えています。そういった中で震災から商工業、そして観光業、水産特区としての支援、新しいまちづくりのまちおこし協力隊などの町長の重点政策から高齢者生活支援に多額でも少しでも多くの支援をしていただきたいと思います。震災復興も自立の時期に来ていると思います。しかしながら、高齢者住民の自立を促すのはまだ早いと私は思っています。こういったことを町長にお願いして、1件目の質問を終わります。

○議長（三浦清人君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

今、千葉伸孝君の一般質問を続行いたしますが、先ほど答弁を保留しましたボランティアの推移について保健福祉課長からの発言を許可します。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 先ほど答弁を保留させていただきましたボランティアの推移ということでございますけれども、月別に見ますと平成28年8月が8,300人というふうなことでございまして、これがピークでございます。災害ボランティアセンターは先ほど申し上げましたとおり閉じたんですけれども、その後は南三陸応援団がこれを引き継いで、ボランティアの窓口となっていただいているということで、ここ一、二年ですと多い月で800人弱、少ない月で100人ぐらいということで、そういう幅の中で推移しておるようでございます。延べで申し上げますと、15万9,900人ほどというふうなボランティアの受け入れということでございました。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長、ありがとうございます。細かい数字、お世話をまでました。

それでは、2件目の質問に入ります。質問相手は町長です。「特養・老健施設の現状は」についてです。

1番目、全国的に高齢化に向かう自治体がありますが、生活困窮者の町の対策は。

2番目、町の包括支援センターの役割と実績は。

3番目、町内6施設と町との共働と連携は。

4番目、施設の介護職員の確保と町の支援は。

以上4点を町長に質問します。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） それでは、千葉伸孝議員の2件目のご質問、特養と老健施設の現状についてお答えをさせていただきますが、1点目のご質問、生活困窮者への対策ということについてでありますが、医療、介護等における低所得者対策といたしましては、自己負担額の上限制や所得の階層に応じた保険料の設定などが、これは制度化されております。老齢年金などの手持ち金の減少による生活困難者のセーフティーネットとし生活保護制度があることはご案内のとおりであります。

ご質問の趣旨が生活困窮者の対策ということになりますが、これは一義的には社会保障制度の一環として国全体で対策が講じられるべきものであると考えておりますので、制度の充実

が図られるように県町村会などを通じて要望してまいりたいというふうに考えております。

次に2点目のご質問、地域包括支援センターの役割と実績についてであります。地域包括支援センターは、職員の配置として主任介護支援専門員を初め、保健師や社会福祉士などの専門職を配置いたしております。地域住民からの相談や介護予防などの役割を担っているところであります。

具体的な業務とさせていただいては、要支援1・2と認定された方々の介護予防ケアマネジメントや、認知症などで判断能力が低下している方々の権利擁護、困難ケースなどを担当している地域のケアマネジャーのフォローをする包括的・継続的ケアマネジメント業務を行っております。介護保険制度上の介護予防支援事業所として介護給付費の支給を受けている事業所ということになっております。

平成29年度の事業実績といたしましては、介護保険申請や認知症相談などの総合相談窓口対応が389件、介護予防普及啓発事業の出前型コースで延べ461名の受講など、介護予防及び生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業など、各種事業を実施したというところであります。

続いて3点目のご質問、町内6施設と町との共働、連携についてであります。町内には特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設並びに認知症高齢者グループホームがそれぞれ2施設、計6施設の入所施設がありまして、7月1日現在で合計定員337人に対しまして316人の入所、待機が164人となっております。

介護保険施設の指導監督につきましては、制度上、施設の規模や役割によって宮城県が指定権限を有する施設と地域密着型の施設として町が指定権限を有する施設に分かれております。

各施設との共働、連携につきましては、基本的には指定権限ごとの取り扱いとなりますが、職員の研修や介護人材の確保など、指定権限にかかわらず各法人と町が連携して行える事業につきましては今後とも充実をしてまいりたいと考えております。

最後に4点目のご質問、介護職員の確保と町の支援についてであります。介護職員の確保及び定着は、各法人にとりましても喫緊の課題であるというふうに認識をいたしております。

施設の運営上、必要資格を有する人材の確保と配置ができなければ、国からの給付を受けられないことから、圏域を挙げて介護人材確保協議会の活動等を通じ、必要人員の確保を図つてまいりたいと考えております。

また、町が行っております支援制度としましては、在宅介護職員確保対策等事業補助金を交付いたしております。就労支援及び起業支援を行っておりますが、入所施設職員の確保に

対する支援としては、職員研修会の開催や介護人材確保協議会を通じての支援が主なものと
いうことになっております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） ありがとうございます。

先ごろ、町長が災害公営住宅の入居者について家賃の軽減策継続ということを記者会見の中で発表し、テレビでも大々的にそれが放映されました。その内容は、町内の低所得者というか、年金生活者に対して8万円の政令月収世帯は災害公営住宅に477世帯、そのうち75世帯の著しく収入の少ない住民への延長ということで、1年ずつの延長だとは思うんですが、そういった高齢者に対する、災害公営住宅入居者に対する手当てというか、そういったものを厚くしてくれました。ありがとうございます。

しかしながら、なかなか8万円以下といつても、9万円も9万円、政令月収9万円と1万円しか違わず、結構なかなか災害公営住宅で暮らす高齢者夫婦の生活は厳しいものがあると思います。こういったことも踏まえながら、次の質問をいたします。

私が心配しているのは、高齢者は認知症や在宅介護が難しい状況もあり、家庭の内部留保、大きな預金もあるわけではなく、その低廉化のさらなる緩和と所得設定の上限の軽減をお願いできないものかというような質問を考えてきましたが、町長が今回、生活の著しく苦しい人たちにとった処置、これが南三陸町の佐藤 仁町長が住民にとれる最大の政策だったと私は判断しました。これ以上、いつもなんですが、災害公営住宅、そして生活困窮者に対する何とか支援をしてくれないかと言っても、なかなか財源もないし難しいという答えなので、この辺はこの間のテレビ報道の中の佐藤 仁町長の方向性で、それで納得したというか、わかりました。

この2番目の質問なんですが、災害公営住宅の家賃は建設課が所管であります。賃金の低減の請願の説明時に、課長は住宅の管理、維持が年間幾らぐらいかかるかを話していました。そのとき私は年間1億5,000万円と聞きましたが、この辺を確認したいと思いますので、課長、教えてください。

町の財源も厳しいという話でしたが、ひとり暮らしの災害公営入居者の国民年金の給付額は、これも課長が説明したんですが、平均で約5万円と話していたように聞きました。家賃が払えない入居者は生活保護の受給をお願いするとも話していましたが、町長もこの建設課長と同じような考えですか。払えない人たちには生活保護受給をお願いするという、こういった考え方か、その辺を確認したいと思います。

現在、入居者の4%から5%の滞納もあるとも説明を受けました。今後支払いが厳しいとも話していますが、もう少しこの辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと勘違いの部分がありますので、私から訂正をさせていただきますが、基本的に家賃低減の対象になっている方々、今回、基本的にはうちの町として家賃低減を対象とするのは本当に困っている方を助けましょうというのが町の基本的な考え方です。ですから、一律で延長ということについては、これはもう避けたいと。これは何かといいますと、基本的には将来的な財源をもう事前に食い潰していくだけということになりますので、ここは避けなければならないと。したがって、先ほどお話ししましたように、本当に困っている人は助けましょうというのが町の姿勢です。

さっき家賃低減の対象者が1年だと千葉議員はおっしゃいましたが、これは1年ではなくて、退去まで減免を続けます。ここはひとつご理解をいただきたいと思いますし、それからあわせて、生保の方々は医療費がかかってもこれは無料です。ですから、生保に入っていなくてこういう低減を受けている方々の医療費、これも我々としてはある意味、控除というのかな、させていただくということにしないと、苦しさというのは変わりませんので、そこは町として配慮したいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっと補足をさせていただきたいと思います。政令月収というお話をこの間ずっとしてきています。実は政令月収は一つの指標ではございますけれども、必ずしもその世帯の経済状況をあらわしているとは言いがたいということが言えるかと思います。第1階層の方が四百数十戸あると申し上げてきてございますけれども、ちょっとある例を申し上げますと、70歳のご夫婦の例を申し上げますと、お二人とも厚生年金でございます。夫が年間160万円、それから妻が120万円の年金をいただいていると。合わせまして280万円の収入があるわけですけれども、この方の政令月収は実はゼロでございます。一方で、母子家庭で小学生または中学生の子供が1人いらっしゃる、そういう母子家庭があったとして、時給800円で1日8時間で約250日働くと約160万円の収入になります。この方の政令月収というのは実は2万円なんですよ。280万円の方がゼロで、160万円の収入しかない方が2万円と。これが政令月収の一つの例でございますけれども、ですから四百数十戸あって七十数戸というご意見もあるかと思いますが、実は政令月収ではかられない、そういう実態がございますので、今回町長が申し上げているのは、その中で本当に困っている人は誰なのかということ

を絞り込んでいくと七十数戸、この方については国民年金の方でございますので、将来的にも収入が大きく変わることはまずないだろうと。下がることがあってもふえることは余りないだろうということなので、そこはしっかり支援が必要だろうというふうに考えているところでございます。

それと、その年間の維持費でございますけれども、まさに借金も抱え、建設費の起債の返還もございますので、間違いなく1億数千万円の費用がかかっていくということで考えてございます。それで間違いないかと思います。

それと、確かに今回一つの目安として生活扶助費、いわゆる生活保護費、これが文化的で最低の生活を営むことができる最低の額というふうに言われていますので、少なくともそれ以下の収入の方は対象にしなければならないだろうと。それと、今回七十数戸のほかに実は所得がわからない方が数多くいらっしゃいます。遺族年金とかそういうものについては、初めから非課税であるので申告をされていない方がいらっしゃいます。この方々については、初めから収入が幾らあるか、こちらとすれば調べようがないので、その方たちは残念ながら調査の対象から外れてございます。いずれ75世帯プラスアルファがその部分に入ってくるんだろうと考えていますし、それと当然、医療費の部分、現在の規則の中でも通常であっても大きな病気をして臨時的にかなりの医療費の負担があったという場合は、それを収入から控除ができるという規定がございますので、それも当然適用になるんだろうというふうに理解をしてございまして、たとえ収入が10万円あって医療費が月々4万円かかるというケースがあれば、当然今回の対象になるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 建設課長の話が長くて、町長の話を忘れてしまいました。

とりあえず町長の言い分、確かに私がわからない行政のトップとしてのそういった状況を把握しているのは当然だと思います。そういう内容を理解するためでも、私は町長からいろいろな話を聞きたいというのが今回の質問の趣旨でもあります。

建設課長が話されたことはわかります。政令月収の積算方法とか、あと家族の関係とか、そういう状況の中で微妙に政令月収も変わっていくと。だから、そういうところだと思いますので、問題は老夫婦2人、国民年金、そしてひとり暮らしで国民年金、そういう人たちの環境を今後やっぱり町ではどうやって見ていくか、見守っていくかということを、今回の質問には内容の趣旨の部分があります。

そういう中で、議会の民生教育特別常任委員会の中でも保健福祉課から聞き取り調査をしました。そのときの話でも、認知症など、やむなく施設が必要な住民には生活保護とも言つていましたが、これも町長は仕方がないというような形の考えなのでしょうか。また、生活保護の給付額を教えてください。ひとり暮らし、二人暮らしの生活保護費、受けている額を教えてください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 資料をちょっと置いてきたので、細かい数字がもし間違っていたらお許しをいただきたいと思います。ひとり暮らしの場合は約6,500円ほどでございます。これに冬期間であれば七千数百円の燃料代といいますか、それが加わって、家賃については3万5,000円以下であれば実費が支給されるという内容でございまして、お二人の場合はそれが単純に倍にはなりませんで、ちょっと補正係数がございまして、たしか10万5,000円程度だと。

それにプラス家賃と記憶してございます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 生活扶助費については、それぞれケースがあつてお一人お一人違いますので、この額というふうには申し上げることはなかなか難しいんですけども、おむねで申し上げますと、高齢者の夫婦世帯だと月当たり9万6,000円ぐらいというふうなところでございます。

○議長（三浦清人君） 何世帯。全部で何世帯あるかという質問。

○保健福祉課長（菅原義明君） 全部ですか。現在のところ町内で55世帯ということです。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 人数はこの福祉計画の中に入つてつたので、大体把握はしています。生活保護世帯51世帯、そして保護人数は65人、このように計画書には書かれていました。そういう中で、平成24年28世帯、そして人数が38人、これが現状はこのぐらいふえているということになります。ここから加味して、町長は今後この生活保護者の増加、どのように食いとめる政策をとつていくのか。

そして、先ほども聞いたんですけども、答えが得られなかつたので、保健福祉課で私たちの民教の協議会で質問した内容で、老人ホームに入りたいんだけれどもお金がないと、そういった人たちに関しては生活保護を受けてくださいというような説明でしたが、担当課の話は町長の考えと一緒でしようか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） これまでの流れをちょっとお話ししますが、震災後、それぞれの世帯には支援金等を含めてさまざまな収入がございました。これは預金という形の中で反映をされますので、生保の世帯、これは一時期的におきました。しかしながら、そういった支援金等を含めてだんだん使っていって、それが少なくなって生保に入ってきたということがございますので、基本的には数がふえてきたということになりますが、一時期少なかったというのは、そういった生活支援金が入って収入になったということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） その生活保護者を減らすためというか、食いとめるための施策はという質問ですが。町長。

○町長（佐藤 仁君） 現時点として明確にこういった政策をとれば、生保の家庭が減るということについては、持ち合わせてございません。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） できるだけ少しでもいいから困窮者とならないような町の取り組み、これはやっていけるのかなと。逆に保健福祉課が担っている仕事だと私は思いますので、その辺、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、地域包括支援センターの役割と実績ということをお伺いします。町長の先ほどの一番最初の答弁の中で、あらゆる福祉関係の機能、それを網羅しているのが地域包括支援センターというような話で伺いました。そういった中で病院、そして社協も含めて、あと町、それが一体となって高齢者の見守りのための、あとは施設入居のための場所がやっぱり現在国の進めている地域包括支援センターの活動だと私は思っています。この活動を南三陸町では早期に取り入れたのは、やっぱり町長の決断だったのかなと私は思っています。そして、その後で気仙沼もそういった動きになってますが、やっぱりいち早くこのことに取り組んだ町ということで、今後に期待は持てるのかなと私は思います。

あと、保健福祉課にお願いしたいのは、施設の入居に当たってその入居する方の入居料に関してなんですが、これはその家庭状況とかいろいろあります。あと特養、そして老健でも基本的には要介護1から5までということになっていますが、結局その施設でも介護を受ける形によって金額が大分違います。その中で、苦しい生活の中に当たり前の金額を精算する積算があると思うんですけども、そういったことを低く抑えるためのアイデアとか教示を町のほう、社会福祉協議会でそういった活動もできればお願いしたいのですが、その辺、どうでしょうか。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず、先ほどの生活保護の関係ですけれども、答弁にもございましたとおり、生活保護は最後のセーフティーネットでございます。当課で生活保護の相談も当然受け付けるわけですけれども、さまざまなアドバイス、そこに行き着くまではやっております。これ以上この方に負荷をかけるわけにはいかないというふうなところで県の窓口をご紹介差し上げることになりますので、何もせずにすぐ生保ということではないということだけをぜひご理解いただければと思います。

それから、あと施設入所にかかる料金の件がございました。施設入所については、議員もご存じかと思いますけれども、現在、介護保険制度においては要介護3以上というふうなところになってございます。経過措置の中でその3以上になる前に入っている方についてはそのまま経過になりますけれども、新規の入所については要介護3以上というふうなことです。

それから、あと生活がなかなか困難だという方、こういった方の施設入所ということになりますけれども、基本的には先ほど申し上げました生活保護の方については保護費の中で全て施設費は賄えるようになっております。ただ、その基準が、多床室といって、今は個室ですけれども、個室ではなくて入れ込み部屋で積算されるものですから、若干そこに差額が出る場合がございます。こういった方については、社会福祉法人率のところになるんですけれども、社会福祉法人がその差額を自分のところでじゃあ負担しましょうという中であれば、行政のほうも応分の負担をしますよというふうな制度がございますので、そういった制度を利用して入っていらっしゃる方もいらっしゃいますし、それからあとは生活保護ではないんですけれども、入ることによって積み上げていくと生活保護になってしまふという方もいらっしゃいます。そういう方については、そこもやっぱり同じように単に生活保護ではなくて、その受け入れる法人のほうで負担をすることによって、生活保護にならずに従前いただいている年金で入所できるということであればそういうふうにして、あと行政のほうで応分の補助をするというふうな制度がございますので、ほぼほぼ似たような制度なんですけれども、そういった中でやっておりますので、生活保護あるいは非常に所得の低い方が全く利用できないというものではないということでご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） あと3分かそこらぐらいしかないので、最後の3番目、4番目の質問はとりあえず一緒に町長に聞いていきたいと思います。

町内6施設、町との共働、連携はということですが、とりあえずこの計画書の中には介護サ

ービス事業所が24あるというような形の中で書かれていましたが、私の知識ですと介護施設2つ、2つ、2つと、6つと、あとデイサービスセンター、福祉関係があります。これは私は10個だと思うんですが、そのほかのサービス事業所というのはどういった場所なのか、教えてください。簡単でいいです。

あと、こうやって我が町はこういった福祉が充実している町と私は思っています。そういうことからも、今1万3,000人ですか、20年後には6,000人となったときに、この多くの老健、そして養老施設がある町、なかなかめったにないと思います。こういったことを考えて、南三陸町長にはできれば福祉の町としてのまちづくりも一つ加えていただきたい。

福祉の町というのは、福祉の充実もさることながら、風光明媚なこの観光地にできれば安住の地として選んで住んでほしいと。そういう呼びかけをすることも必要かなど。高齢者はできれば最後は静かなところに住みたいというような気持ちを持っています。また、がんにかかったりとか、最後はきれいなところで過ごしたいというような形の方が全国にはたくさんおられると思います。だから、福祉のまちづくりとして、そこで人を呼び込むような活動は町長、可能か。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず、事業所の数ということですけれども、議員が示されました入所施設は当然ございます。そのほかにあと在宅のサービスを提供しているところもあります。例えば社会福祉協議会みたいに、社会福祉協議会でいえばデイサービスもやっていまし、それからあとホームヘルプもやっておりまし、あと居宅介護支援といつてケアマネジメントをする事業所もやっている。全部1、1、1と数えてまいりますので、そういう中でちょっと数が上っていったのかなと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 当町の高齢者の皆さんは基本的に2つの震災を乗り越えてきています。昭和35年のチリ津波があって、そこから立ち上がって、そして今度は東日本大震災、そこからまた立ち上がって、この町の礎を築いてくれたのが高齢者の皆さんです。そういう方々が南三陸町で過ごしやすい、そういう基盤をつくっていくというのが南三陸町としての大きな使命だというふうに思っておりますので、今後とも力を入れながら頑張ってまいりたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 以上で千葉伸孝君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時09分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

13番山内孝樹君が退席しております。これを許可しております。

それでは、通告5番、佐藤雄一君。質問件名、1、「マイナンバー情報運用の守秘義務は」について、2、「公民館等の今後の方針について、以上2件について一問一答方式による佐藤雄一君の登壇発言を許します。3番佐藤雄一君。

〔3番 佐藤雄一君 登壇〕

○3番（佐藤雄一君） 3番佐藤雄一です。ひとつ、なれないものですから、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。

1件目の質問の相手は町長です。質問事項は、マイナンバーによる情報運用の守秘義務ということで質問させていただきます。

質問の要旨は、私の記憶では平成27年10月に個人番号カードの通知が配布されたと思います。それで、平成28年、平成29年と7月から情報連携の運用が試験的に開始され、11月には情報連携の本格運用が開始されたと思っております。本年6月時点でもまだまだこの制度については不確定要素が多く、マイナンバーはいまだに国の本格的な義務化にはなっておりません。

そこで、今後本格的にマイナンバーカードの運用が開始されれば、それなりの危機感を持つて業務対応に当たらなければならないと思うが、担当される職員に対しまして指導方法を町長はどのように考えているかを壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、佐藤雄一議員の1件目のご質問、マイナンバー情報運用の守秘義務についてお答えをさせていただきますが、まずマイナンバー制度につきましては、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として平成28年1月から運用が開始をされております。

議員が懸念をされております安全対策につきましては、国において制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための厳格な措置がとられており、これに加えて本町では、シス

テム上の個人情報を取り扱う職員を限定するとともに、取得した特定個人情報であるマイナンバーを含んだ情報については、書庫へ鍵をかけて管理するなどの措置を講じております。

また、特定個人情報を取り扱う担当職員に対する指導方法については、特定個人情報を取り扱う事務や従事職員の範囲と役割などを明確化する情報セキュリティポリシーや特定個人情報等取扱要領の整備を進めるとともに、今年度、全職員を対象とした個人情報保護委員会策定のマイナンバーガイドライン安全管理措置に沿った内容の研修を計画するなど、特定個人情報の適正な取り扱いを行うための体制づくりに組織として取り組んでいるところであります。

しかしながら、どんなに厳格な措置を講じたとしても、これを取り扱う職員のモラルに頼らざるを得ないというのが実情でありますことから、引き続き、特定個人情報の適正な取り扱いに意を用いてまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードについてであります、マイナンバーカードにつきましては、交付を希望する方の申請に基づき交付をされるものであり、身分証明書としての活用に加えて、ＩＣチップに搭載されている電子証明書を活用した各種オンライン申請やコンビニでの各種証明書の取得など、多様な用途への利用が可能となります、マイナンバーカードの利用では特定個人情報自体は利用することも提供することもありません。

マイナンバー制度は、運用を開始して間もなく3年になります。マイナンバーの指定、通知、さらにはマイナンバーカードの交付は法定受託事務として実施するものでありますことから、本制度の理念や目的が達成をされるよう、引き続き必要な啓発を行うとともに、情報漏えい等の重大な事故が発生しないよう、必要な対策を行ってまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） ただいま私がお話ししましたように不確定要素が多いということで、以前ですか、町民の登録が少ないというようなお話がございました。それで今現在、何%ぐらいのこの町民の方々が登録されているのか、ちょっとお聞きしたいなど、こう思っております。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 全国平均で11.5%になります。宮城県は10.8%。南三陸町においては9.3%ということで、なかなか浸透し切れていないというのが現実ではないかというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） そういうことで、今後どのような形で町民にこの周知をして、この事務連携を進めていくのか、町の考え方をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） なかなかこれは周知を図っただけで交付率が伸びるとか、そういうものでもなく、逆にマイナンバーカードでどういったことができるのか、あるいは省力化が図られるのか、そういうものが住民サイドにとりまして直接受けとめ方としてメリットがあるという施策を講じなければ、なかなか交付は進まないというふうに感じておりますが、いずれ、議員がご指摘のとおり、いろいろな不安要素も確かにございます。そういう部分を払拭しながら、町としても交付の伸びに期待できるような周知の方法というものを今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） そうですね。情報連携によって町民にメリットがあると私も思うんすけれども、これを登録したことによってどのような手続が簡素化されるのか、その辺を聞きたいと、こう思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） そもそもこの目的につきましては、いわゆる行政サイドであれば税あるいは社会保障、災害対策、そういうものにこれまでの縦割り行政を取り扱うような横の連携がとれるような仕組みを構築しましょうということで始まったわけでございますが、今のところなかなか交付率が伸びないということで、これからいろいろな展開がなされる部分についてもまだいろいろなサービスが講じられていないという状況ではございます。

ただ、当町におきましても、既にコンビニ納付等で交付も始まってございますし、町の受け皿としてですが、ふるさと納税もマイナンバーカードを使った利用がなされているというところでございます。

国におきましても今後いろいろな観点で利用の施策というものが広がっていくというふうに思いますが、いずれマイナンバーカードの利用につきましてはいろいろな制限がなされております。安全上の保護措置と言われるものがなされておりますので、一定程度の限りはあるとは思うんですが、国策でやっている部分もありまして、国のはうでいろいろな展開を現在もなお考えているといったような状況でございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） それで、お話を聞くと、各事業所においても厳しい罰則規定というか、

そういうことが設けられているというようなお話を聞いたことがあるんですけども、故意とか重大事故が起きないための安全管理体制というものが町では整っていると思うんですけども、事故が起きた場合のこの罰則規定とか、そういうことに対しては町としての対応はどのようにされて、考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 地方自治体も含め、取り扱う事業者の方につきましては、先ほど申し上げましたガイドラインというものでいろいろな制限もされております。町のほうとしましては、いろいろな罰則規定につきましては、いわゆる番号法と言われる中で非常に厳しい罰則がございます。これまでも個人情報保護法による罰則がございましたが、それよりもさらに強化した罰則が科せられているということでございますので、町も慎重に情報の取り扱いについて行なななければならぬ措置を先ほど町長が答弁で述べましたが、それにつきましては民間事業者であっても取り扱い事業者は同じ法のもとで事務を取り扱うことになりますので、同じような罰則規定というものが準用されていくことになると思います。そういった部分も含めまして、町としては取り扱う事業者に対して町と同様と言うのもちょっと失礼かもしれません、そういった安全対策を講じるよう周知を図っていくことしか、町の部分としてはないというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） ただいま罰則規定を設けられているということでございますが、例にとってどういうような形の罰則規定があるのか、お願いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 個人情報保護法とよく類似された部分がございますので、例えば特筆したものをご回答申し上げますけれども、個人番号関係の事務または個人番号利用事務に従事する者または従事していた者が、正当な理由なく特定個人情報ファイルを第三者に提供するといった場合、個人情報保護法での類似規定では罰則規定は残念ながらないと。ただし、番号法におきましては、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金が科せられるということで、いずれそういった部分が番号法で強化された罰則が規定をされているというものでございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） この連携については、本人が知らないうちにほかの自治体とか組織との連携で書類が照会されていくのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） どなたですか。企画課長。

○企画課長（及川 明君） 知らないうちにというご質問でございますが、いずれ番号法等で利用できる事務というのは限られております。これは法律でも規定されておりますし、それ以外の事務につきましても町として利用する部分は条例で既に制定をしているところでございます。

それで、知らない部分でというお話でございますが、マイナンバーカードを取得した上でマイナポータルというポータルサイトがございますが、そこにアクセスいたしますと、自分の情報がどういう使われ方をしたか、そういう履歴までわかるような状態になっておりますので、そういうポータルサイトを活用するのも有効なのかなというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 先ほど町長がお話しされたように、個人情報を取り扱うパソコンはインターネットや電子メール、外部との接触、また、庁舎内での共有はしていないとは思うんですけども、その辺を確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） システム的にも先ほど個人情報を取り扱う職員を限定しているということですが、パスワードあるいは指紋認証でしかそのシステムを使うことができないというふうに限定的な取り扱いにしているという状況でございます。

それと、一つの取り扱った個人情報、マイナンバーを含んだ情報につきましては、それを分散で管理すると。集約した管理はしないということで、一気に何かが漏えいするという部分を最小限に食いとめる施策を講じているということでございます。その情報につきましては、町長が答弁で申し上げましたが、鍵つきの書庫に保管しているという状況でございます。

ただ、取り扱う職員としても人間でございますので、個人のモラルという部分に頼らざるを得ないという趣旨のものでございますので、これからいろいろな国のガイドラインで定めたものに沿った研修等を進めて、モラルの向上を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） ただいま企画課長のほうからいろいろと説明がございました。それで、その専用住基につきましてですけれども、住基の配置とかというのはもう十二分に配慮して配置はしていると思うんですけれども、職員や外部の人にのぞき見とかをされないような形でもう後ろ向きとか右向きとか左向きとかという形で、画面は見えないようにはなっている

と思うんですけども、その辺は大丈夫なんですよね。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） マイナンバー発行の時点での事務の取り扱い上は第三者から見えない形でいろいろな認証パスワードとかをやっていくところは見たことがあります、実際その事務という部分が隠れた場所で閉鎖された場所でやっているわけでもございませんので、ある意味、議員が推測しているようにのぞき込んで見るといったようなところは、ふだんの行動上もないかとは思いますが、ただ、環境としてはそういう環境には、閉鎖された環境では置かれていませんということでございますので、いずれそういった部分も含めてモラルの向上という部分はしっかりと対応していくかななければならないというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 個人情報でございますので、しっかりと対応をよろしくお願いしたいなど、こう思っておるわけですが、万が一のことを言うとうまくないんですけども、そういうことでそういう失態を起こしたりした場合の町の対応、先ほど聞きましたけれども、もう少し深く聞きたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 先ほども申し上げましたが、町の条例で罰則規定を設けているのではなく、番号法という法律の中で罰則規定を設けているということでございますので、その規定に基づいての処分というのはそれなりの機関が行うことになると思います。ただ、事故が起きた場合は国ほうに報告する義務なども課されているようでございますので、いろいろな処罰の部分についてはその後に国ほうで肃々と進めていこうかと思います。

ただ、うちのほうではそういったことがないようにとにかく努めることしかないというふうに思いますので、再三再四申し上げますが、職員個々のモラルの向上というのは絶対に欠かすことのできない部分かなというふうに思いますので、意を用いて今後も努めていきたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 説明をいただきました。それで、最後ではありますが、本当にこういうことは絶対にあってはいけないと、こういう事故を起こしたり漏えいしたりして、情報運用をちょっとでも間違ってしまうと、その人の生命とか財産が奪われかねないということが実際に起きていますから、その辺はひとつ職員の皆様にも危機感を持って業務に当たってほしいと、こう私は思います。それで、端的に説明をいただきましたし、私のほうも1件目の質

問をこれで終わりたいと、こう思います。

○議長（三浦清人君） 2件目を続けて。

○3番（佐藤雄一君） それでは、2件目の質問に入らせていただきます。質問の相手は同じく町長です。質問事項は、公民館等の今後の方針について伺いたいと、こう思います。

質問の要旨。歌津・戸倉地区のこの公民館は、震災後、新築または改修されて多くの地区的皆様方に利用されていると聞いて、私自身、大変うれしく思っております。また、一方では、入谷公民館のように突然のアスベスト問題で使用禁止ということで、現在の使用床面積の半分ぐらいしか利用できていないというこの状況であります。

そこで、地区民全体だけではなく、各種団体の会議、サークル活動も開催され、多くの人々が利用してこのコミュニケーションをつくる重要な役割を果たしているというこの場所でもあるわけですから、利用されている大勢の方々に不便な気持ちを与えてはいけないのかなとも思って質問させていただきます。今後の公民館のあるべき姿と今後の町の考えを伺いたいと思います。よろしく。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問、公民館等の今後の方針ということですので、お答えをさせていただきたいと思いますが、入谷公民館につきましては、ご承知のように昭和55年3月に林業村落センターとして建設をされました。38年の年月が経過をしておりまして、昨年度実施をいたしましたアスベスト含有調査において、当該公民館の2階大研修室でアスベストを含んだ吹きつけ材の使用が判明したことから、本年2月1日より大研修室の使用を禁止したところであります。

このような中、町では今後の入谷公民館のあり方について、地元の意見を踏まえた上で検討したいと考えたところから、地元の地域づくり団体に投げかけて意見集約をお願いしたところであります。その結果、旧入谷中学校跡地に現在と同等の規模で、かつ早期の完成を望む声が地元の総意として取りまとめられたところであります。これを踏まえて町としても現在、建設予定地を旧入谷中学校跡地とし、設計業務に必要となる予算を今定例会に計上いたしているところであります。

公民館のあるべき姿については、地域のコミュニティ活動の拠点であることはもとより、住民生活の必要に応え、知識、教養に終わらない学習活動や家庭教育、さらには青少年の育成などの普及並びに向上に努め、もって、地域民主化の推進に寄与するものであると捉えています。

このようなことから、町民皆様が気軽に、そして愛着を持って利用できる施設を目指して、引き続き各種の事業を展開してまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） この石綿の材料ですけれども、入谷公民館はこの石綿使用のピークという年ですね、昭和55年、今、町長が言わされましたようにピーク時に建てられたということで、関連疾患のこの潜伏期間というのも30年から40年前後というような形で報道されております。それなので、すぐには症状があらわれないということでございますので、その辺ですね。

それで、これは国の指針というか方針で、平成18年より特殊建築物については報告、アスベストを使っているかどうかということでアスベスト台帳を整備しなくてはいけないというような国の指針で、多分今回の入谷公民館の調査が行われたのかなと、こう私自身は思っているわけですが、それは前々から国でこの問題が起きたときから計画はなされていたのかどうか、その辺を聞かせていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 入谷公民館につきましては、バーミキュライトという建材が使われ、吹きつけをされております。実は、日本名では蛭石と言われるものでございますけれども、これ自体はアスベストではない製品でございます。本来であればこれを使っていれば安全であるはずなんですけれども、何ですかね、鉱石といいますか、石の状態のものなんですが、たまたま鉱山で混入をされたものが日本に輸出をされてきているということがわかりまして、これ自身はもう2009年にその混入がされているということが判明をして、それから使用制限がされているものでございます。

ですので、当初はこの部分については特に制限がなかったものですから対象にはなっていなかつたわけでございますけれども、ただ、ご存じのように震災で全てのものが、資料が流出したということで、改めて昨年度、学校施設を中心に調査をさせていただいたというのが実態でございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 以前の行政報告の中で突然町長よりお話しされたということを記憶しておりますけれども、数値的にはどのくらい検出されたのか。それと、人体にはどのくらいのこの影響があると考えられるのか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） バーミキュライト、多分意外とこれは身近なものでございまして、

よくホームセンターに行きますと、種をまく用土の中にコルク状のもので少しブラウンといいますか、焦げ茶色のものが多分含まれていると思います。実はあれがバーミキュライトというものでございまして、鉱石を800度を超える温度で加熱をしますと、10倍以上に膨張して比重が軽くなるということで、多孔質であったり、それから微量な元素が含まれているということで、種をまく土には適しているというようなものでございまして、ただ、これはそのものを吹きつけるわけではなくて、他の物質と一緒に吹きつけてございますので、いずれ劣化しない限りは空気中に放出されるものではございません。

それと、蛭石自体がアスベストではございませんので、蛭石の中に不純物としてアスベストが含まれているという状況でございます。なので、他の吹きつけ材と比べれば一定程度濃度は低いものというふうに考えられます。今回は物があるということで本来使用禁止をされておりますので、空気中に飛散をした、しないにかかわらず使用禁止とさせていただきました。

なかなかどのくらいがこれまで放出されたかと、目視でする限りではほとんど劣化をしていない状況なので、まだ飛散はしていないというふうには考えてございますが、なかなかその辺の影響という話でございますけれども、なかなか今の段階で明確なお答えはないというのが実情でございます。

なお、現在いろいろ輸入されているものにつきましては、その不純物がない部分のものが輸入をされておりますので、ホームセンター等で販売されているものについては今、アスベストは含まれていない製品となっております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 今のお話を聞いて安心をしたわけでございますが、というのは、震災当時あの大会議室で被災された方々が子供さんからお年寄りまでというか、高齢者の方まで、あそこでしばらくの間生活をされていたということで大丈夫なのかなと私なりに今聞いてみたわけあります。

それで、現在、大会議室においては備品倉庫みたいな形で利用されているというような形でございます。今、建設課長がお話しされたように人体にそんなに支障がないようなお話をございました。備品をそこで動かして出したり入れたりというような形の中で、職員の方が出たり入ったり、あの大会議室を利用するわけですから、体には影響がないようなお話をございましたので、大して気にしなくてもいいのかなと思いますが、職員の皆さんの健康管理というものはしっかりとされているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 職員の健康管理だよ。総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君）　日常の健康管理はもちろん、職務を遂行する上では非常に健康面は、日ごろから職員への指示という部分では行っておりますが、アスベストの部分について特段意識した健康管理ということは、なかなか現実的にはこれまでなかったのが現状であります。

したがいまして、今回の施設の中でそのようなものが発見されてから、やはり職員については健康診断を受けて体に異常がないことの確認をするようにということで行っております。事前にわかっていていればもちろん早い段階での指示を行っているところではございますが、今回についてはそれがわかつてからという対応をさせていただいております。

○議長（三浦清人君）　佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君）　体には影響がないというような形でお話をいただきました。早い人では入谷公民館の職員として随分前からもうあそこの公民館でいろいろ地区民のお世話をしていただいた職員がいるわけでございますので、もしできるならばアスベストの健診を、長い人ほど先に健診をさせて、安心を持って業務に当たるような形がなされれば一番いいのかなと、こう思っています。

それで、昨日、町長が震災当時、入谷の皆さんに大変お世話になったと力説をしておりましたが、大変そのときは入谷全体としてあの場所で、皆さんもご存じのように、町の中の被災された方々の皆さん、大げさに言うと命を助けてあげたのかなと。そういう命を救うような役割を果たしたところでもございますので、誠意を持って入谷公民館のことについてはひとつ考えていただければなど、こう思っております。

それで、入谷公民館を1年間を通して利用されているサークルとか各団体があるわけなんですが、その方々にも、以前だとあの大会議室を使っていれば演技等うまくできるところだったんでしようけれども、今度その半分の場所においていろいろ練習をされているということで、不便を多少とも感じているのかなと思います。

そこで、その方々に対しまして、町長、メッセージがあればひとつお話ししいただけませんかね。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　公民館は、先ほど申しましたように地域の皆さん方のよりどころということで活用をいただいているということになりますので、現在2階の大会議室が使えないということで、2月1日から閉鎖をしているわけでございますが、それ以来、地域の皆さん方に大変ご迷惑をおかけしているということでございますので、いち早く新入谷公民館を再建

したいというふうに思っておりますので、その間しばらくお待ちをいただきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 町長にはただいまありがとうございました。大勢の利用者がいるときなどは入谷公民館の職員の方も場所設定に戸惑っているところもあるのかなと私なりに考えて感じているわけなんですが、大勢の利用者がいればいろいろな地区のセンターを使うとか、または隣の研修センターを使うとか、そしてそれより大人数の場合はベイサイドアリーナの会議室を使うとかというような形の中で、移動しつつ利用されているということでございますので、そういう不便を強いられている利用者の方々にも町の早い対応が望ましいのかなと。今の町長の話を聞きますと、大変うれしく思っているところでございますが、今後ともどんどん進めていっていただければと、地区民には大変いいお話ができるのかなと、こう思っております。

それで、いろいろ考えてはきたんですが、うちのほうに来るのに報道関係、新聞は1日おくれで出てくるものですから、こういうことがわかっていては私はこういう質問はしなかったんですが、同じような入谷のこの区長会のものがあったときに、町の計画として報告はされていると思うんですが、今、町長がお話しされたように設計業務については予算化をされたというようなことでございます。少しずつ前に進むのかなと、こう思っておりますので、そこで確認ですが、あのもとの中学校といえば新築になるわけなんですかね。そうなってくると、私も前に質問させていただきましたけれども、周辺道路のほうも整備も必要なのかなと、こう思っております。以前、小学校の前の道路についても小学校のことしか考えなかつたんだというような返事でございましたが、今回はその辺も加味していただきながら計画を立てていただきたいと、こう思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） これから具体に設計業務に入っていくわけでありますので、地域の皆さん方のいろいろな意見、グリーンウェーブの皆さんにも投げかけをさせていただきましたし、そういった中でいろいろご意見をいただきました。これから具体に入っていくわけでありますので、使い勝手のいい公民館に建設をしたいというふうに思っておりますし、また、今のお話の周辺道路の関係についてもどうすればいいのかということについても、地域からもいろいろご意見があろうかというふうに思いますので、最大限受けとめながら、しかもやれる範囲というのも当然ございますので、そこは了解をいただきながら進めてまいりたいとい

うふうに思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 建設予定の期間ですけれども、いつごろの計画というか、ありますか。

計画がありましたら、ひとつよろしく。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 一応考えているスケジュール、ちょっと大まかでありますけれども、現在、今回の補正予算で計上させていただいておりますますは設計費でございます。それから、いろいろなスケジュールがありまして、仮設の入居者の退去予定というのが3月末を現在予定としてなっているようでございます。それから、今度は仮設住宅の解体工事というのが入ってくるわけですけれども、その辺のことが同時に可能なのかどうかとか、その辺も含めると、それでちょっと工事がいつ完成するのかというのが変わってくるのかなと思っておりますので、その辺はまだ不透明なところがございます。いずれ、現在の旧入谷中学校の校舎の場所は更地でありますけれども、前の部分は仮設住宅が建っているということなので、その辺のその進捗も踏まえて変わってくるのかなと思っております。以上でございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 現在の建っている場所については、建物は解体すると思いますけれども、その後の跡地利用というか、そういうことは考えてはいないんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） 仮設が建っている場所は町有地でありますので、その場所は駐車場でいいのかなというような、今大まかなイメージとしてはそんな感じでございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） 済みません。質問がまずかったものですから、大変課長には申しわけないと思っております。今現在建っている公民館の跡地利用ですね。それを聞いたかったんですけども。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） いずれ現在の公民館につきましては解体をすると。土地そのものは民間の方からお借りしている土地でございますので、更地にしてお返しをすることになるかと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） とにかく地域の皆さんのが待ち望んでいる施設でございますので、利用されている方々皆さんと住民が一番望んでいる入谷のコミュニティーをつくる場所でもあるので、一日でも早い町の対応と、そして結果が出るよう切にお願いして私の質問を終わりたいと、こう思います。短時間ではございますが、終わります。

○議長（三浦清人君） 以上で佐藤雄一君の一般質問を終わります。

次に、通告6番、及川幸子君。質問件名、1、震災後の町内復旧事業について、2、町職員の定数問題について、3、文科省のモデル事業活用について、以上3件について一問一答方式による及川幸子君の登壇発言を許します。7番及川幸子君。

〔7番 及川幸子君 登壇〕

○7番（及川幸子君） ただいま議長の許可を得ましたので、7番及川幸子はただいまより1点目の質問事項について町長に質問いたします。

まず、質問事項といたしまして、震災後の町内復旧事業について。

①町、県、国の道路の復旧整備計画と進捗状況は。

2点目、橋の復旧整備計画と進捗状況は。

3点目、公の施設復旧計画と進捗状況は。

4点目、未整備、未復旧の施設がどのくらいあるのか。

以上、登壇での質問といたします。終わります。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川幸子議員の1件目のご質問、震災後の町内復旧事業についてお答えをさせていただきますが、まず1点目のご質問、道路の復旧整備計画と進捗状況についてであります、町発注の道路災害につきましては、着手率100%、完成率70%であります。国県道につきましては、本年3月に国道45号汐見橋水尻橋間、それから県道払川町向線が開通しております、また、国道45号伊里前地区においては事業区間1.7キロメートルが進捗中ということになっております。国道398号の志津川復興道路につきましては、残る400メートルが今年度で完了予定ということになります。

続きまして2点目のご質問、橋の復旧整備計画と進捗状況についてであります、本年3月に水尻川にかかります保呂毛橋、5月には竹川原橋が復旧、完成し、現在は長清水橋等の災害復旧工事を鋭意進めしております。また、現在の進捗状況としましては、14橋中9橋が完成し、長清水橋を含む4橋が施工中、西戸橋については施工協議を継続しているところであります、今後につきましても平成32年度の復興期間内の完了に向けて、関係機関との連携を

密にとりながら着実に進めてまいりたいと考えております。

次に3点目のご質問、公共施設の復旧計画と進捗状況及び4点目のご質問、未整備、未復旧の施設についてお答えをしますが、公共施設における災害復旧事業については、多くの公共施設で事業を完了しており、残すは松原公園及び生涯学習センターの2施設となっております。松原公園については平成31年度の完了を目指し、生涯学習センターについては今年度内の完了を目指して、それぞれ事業を推進しているところであります。また、未整備等の施設については、魚竜化石を含めた郷土民族文化の収蔵、展示を行う歴史資料館のみが未整備となっており、現在、担当課において財源も含めて建設の方法等を検討しているところであります。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　ただいま町長の答弁はちょっとスピードで言ったので、乗りおくれた点がありますけれども、まず町道といたしましては100%完了ということでした。国、県については、現在、伊里前の1.7キロをこれからやるということで。398号については、400メートルを残してことしで完了ということを伺いました。

橋については、水尻川、現在は長清水をやっていますということで、14橋のうち9橋が完成で、4橋が継続ということでした。あと、そうすると13橋なんですかとも、もう1橋がちょっと聞き漏れたところがありますけれども、そういう状況でした。

それから、3、4が、未整備がこれから検討していく、魚竜化石の展示施設ということです。まず、一つずつさらにお伺いしていきたいと思います。

まず、県道登米線、水尻川沿いですが、以前にもお話ししましたが、保呂毛や大船の町民の人たちのことを考えても、廻館から志高下を通って国道に出たほうが利便性が多いと思います。計画変更が現在できないものか、また、町民にその道路についてはアンケートや懇談会、説明会を実施した経緯があるか、この道路が変わるよということで奥の人たちにそういうアンケートなり説明会をしているのか、この辺をお伺いします。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　ちょっともし質問の捉え方が間違っていればご指摘をお願いしたいと思うんですが、志津川登米線でございますけれども、河川のバック堤により一定程度法線が変わったと。それに対しまして町道でございますけれども、基本的にはそれぞれ周辺の町道はまだ残っておりますので、その路面の復旧なり、各施設の復旧をして事足りるということでございますので、特段それについてアンケート等をとったということはございません

ので、また、とる必要もないというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　とる必要がないという説明でしたけれども、どんどん進んでいきますけれども、まずこの国道についても45号線の国道がありますけれども、この整備計画が当初、我々に1回の説明があったと記憶しています。これが変更になってきていますけれども、当局の考えは町協と協議してやってきているという説明でした。

しかし、ことしのお盆にもこのお墓参りにも多くの人が苦慮して帰省客、そういう人たちがいたことを町のほうとしてはご存じでしょうかね。復旧途中だから仕方がないと言われればそうかもしれないですが、年に1回のお墓参りなので、せめてわかるところに看板を設置すべきでなかったのかなと思われます。8月にはお盆で帰省客が多いと思わなかつたんでしょうか。これは担当課だと思いますけれども、そういう看板などもなくて、大変お盆にはお墓に行く道路が右往左往して町民が困ったという苦情が行っていますけれども、この辺の考えはなかつたのかどうかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　答弁申し上げます。

議員がご質問の今、お墓参りというのは多分、大雄寺さん方面のことなのかなと推察をいたします。多分、国道上あるいは県道登米志津川線、現在工事中でございますけれども、大雄寺さんに抜ける方面に看板なりをという配慮がなされてもよかつたんじゃないのというご質問かと思います。

正直に申し上げまして、直接当課にそういう問い合わせ、「大雄寺さん、お墓わからなかつたよ」とかというのが私、申しわけないです、承知をいたしておりませんでした。ただ、そういう声なき声も拾いながら、可能な限りわかりやすいような、工事中でございますので、対応を今後も引き続きとっていくように努めてまいりたいというふうに存じております。

ただ、それ以外と言うのも変なんですけれども、大雄寺さん以外で例えば戸倉方面とか神割方面がよくわからないという声もございましたので、そういう部分につきましては当課として可能な限り対応しようということで、対応を全くしていないというわけではないということを申し添えさせていただきます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　町民の人たちは道路の担当がどこで、復興推進課なのか、建設課なのかということもわからない中で、建設課のほうには行っていると思います。そしてまた、きの

うの質問でも商店街の駐車場が整備されれば渋滞が解消されるとの答弁でしたが、果たして そうなのでしょうかね。そういうことを期待していますけれども、いずれにせよ道路状況で 困っている人たちがいるので、その辺の看板設置などは多目に。余計ついていたからだめだ と言う苦情の人はないと思いますので、少ないと苦情が来ますので、そういうほうをしっかりやつていただきたいと思います。

それから、12月までに旭ヶ丘団地に通じる橋が開通すれば、あの辺の道路環境がよくなると の説明でしたが、どのように変わらるのかご説明いただきます。私たちは町民に説明する責任 もありますから、その辺、お願ひいたします。

それから、高野会館におりる道路も未整備です。今後の工事のスケジュールをお伺いいたし ます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、お尋ねのところの1点目、志中大橋の付近のご質問でござります。現在、志中大橋につきましては、道路事業として当課がURに委託をして工事を 進めているところでございます。橋梁の上部工につきましては、ほぼほぼ完成に近づいてお ります。ただ、橋ができるてもいわゆる丁字交差する398号の交差点部分の改良工事が完成しな い限り、丁字交差ができないと。この工事につきましては県の気仙沼土木のほうで所管をし て、現在町と調整をしながら進めているところでございます。

当初の見通しですと、何とか目標として9月末には丁字交差までをしようという目標でやつ てきましたが、天候、あとは間知の移設とか、あとは実際に県のほうの請負業者が決まって 実施工等々を引いた結果、ちょっとおくれております、10月にちょっとずれ込みそだ と。ただ、いずれ何とか秋には丁字交差まではしたいと。現在の迂回している道路を閉鎖し まして旭ヶ丘、あと議員もおっしゃいましたが、西団地のほうに上がる連絡道路の最終工程 を来年の3月なりを目標に進めていくというのが今後のスケジュールでございます。

2点目につきましては、建設課長のほうから答弁申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 高野会館に通じる乗り入れでございますけれども、8月の臨時議会 でも2番議員からご質問がございまして、お答えしている内容と同じになりますけれどもお 答えをしたいと思います。

行政報告の中で工事が載ってございました。当面、最終的な形につきましては、高野会館南 側にございます仮置き土砂を撤去しない限りは施工できませんので、今回の工事につきまし

ては、それを回避した形で国道から高野会館まで通じる道路を、仮でございますけれども設置をして交通を確保すると。その後、前の仮置き土がなくなった段階で最終的な工事をするという順序でやりたいと考えてございます。

なお、仮道路につきましては、年度内に完成をして次の段階に移りたいというスケジュールになっております。

○議長（三浦清人君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時24分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

及川幸子君の一般質問を続行いたします。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 続けて質問させていただきます。

先ほどのスケジュールでわかりました。年度内という仮設の道路ということでわかりました。

現在、ホテルの語り部バスが毎日、高野会館へ視察に来ております。このホテルに泊まるお客様さんは毎日何百人も来ております。町内で観洋さんほど観光振興にご尽力、そしてご貢献されている会社が、民間があるでしょうか。雇用の場としても多くの町民が働いています。役場が幾ら町内の民宿や組合へ民泊をPRして頑張っても、観洋さんにはかなわないと思います。そのことを考えても、早急にあそこに通じる道路整備をすべきと思います。

町長もトップセールスマンとして精力的に南三陸町の顔として全国を飛び回っておりますけれども、「南三陸にホテル観洋あり」と全国に名前を売っておりますことは事実です。そのままにしていると、バスに乗っている語り部を聞いている人たちはどうして復旧してくれないんだろうと疑問視するでしょう。町の対応の悪さを指摘するでしょうと私は疑問視するんです。そうなると、町のイメージダウンにもならないでしょうか。いかがでしょうか。

それに伴って港橋、人道橋もコンペまでやって、やめにしました。あの周辺は震災前の原形を残しておりますので、そのまま残すと将来的に当時の地盤の話、そしてここに津波が来て、津波前はここの高さだったんだよということが一目瞭然にわかるところと思います。その辺、いかがでしょうか。どのように考えておりますか。町長、お答えください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には町として取り組む姿勢ということについては、基本的な部分はお話ししますが、一事業所、一企業のために我々がやっているわけではございません。基

本的には町全体の事業者それが町の発展のためにそれが尽力をしてきたということを私は評価してございますから、一事業所をとりたててお話しするのは私は控えたいというふうに思ってございます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 補足をさせていただきます。うちの職員の仕事をしていないというようにとられるような発言でございましたので、あえて発言をさせていただきます。

観洋さんにつきましては、一昨年から乗り入れの道路についてのご協議をさせていただいてございます。昨年も行きましたし、本年2月にもたしか行っていますし、つい最近も行ってございます。なかなか本来、災害復旧工事でございますので、同意あるなしは本来は必要なものと思いますけれども、あえて議員がおっしゃるようにそういう貢献されている方でございますので、同意を得るまで頑張って説明をしてまいりました。

残念ながら、まだはっきりした返事はいただいていない状況でございまして、先ほどスケジュールを申し上げましたけれども、最終的には多分同意なしでも工事をしなければならないので、その辺はご理解いただきたいと思います。決して建設課として、ないがしろにしてきて仕事をしていないわけではございませんので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それでは、2番目の橋の件に行きます。

新井田川に橋が5本かかりました。あそこは延長800メートル、私の車ではかったときは800メートル、その中に5本の橋がかかりました。私は5本も必要だったのかなという思いがあります。たくさんつければ便利になります。しかし、橋1つでも何十億円がかかります。一つ例を挙げますと、大森の橋、大森から未来橋まで3本の橋があります。あれは20メートルずつでかかっております。そういう何十億円をかけてもしなければならなかつたことなのか、当初から計画どおりだったのか、途中変更で5本になったのか、その辺、ご答弁をお願いします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 橋は、感覚でかけているわけでも当然ございません。5本という中で事業主体、宮城県がかけた曙橋、そして町が区画整理事業でかけました4月から供用開始しておりますが、新大森橋、そして未来橋、そして高台連絡道路の新井田橋、そしてその上流にかけました北新井田橋、5本でございます。

当初、当然区画整理事業でございますので、住民説明会なりを実施して事業認可等々、法の

手続を踏んで現在に至っておりますが、平成25年に事業認可をいただいたときには一番上流は北新井田橋、これはありませんでした。それ以外の4橋につきまして、町がかける3橋、そして県が災害復旧としてかけます県道橋、曙橋の4橋がございました。

あえて申すまでもなく、連絡道路の新井田橋につきましては、高台に住まいを再建される方々のコミュニティーをつなぐ、人々をつなぐという意味において非常に重要だということで、これは区画整理ではなくて道路事業として交付金事業でやっております。

そして、未来橋につきましては、区画整理エリアから旧役場庁舎と申せばいいのかな、のほうに上がってくる道路、現在BRTのルートにもなっておりますし、災害公営住宅、東にお住まいの方々がこちらを使って下の量販店なりスーパーさんのほうに行かれているというのは、私机があちらですのでよく見ております。

あとは大森橋でございます。新大森橋でございますが、これは市場あるいは海水浴場、そして堤外の工業系の水産加工場とかがございますが、これから国道45号をつなぐ、そして両サイドには新しい仮換地、換地が集積をしているという意味において非常に有効な橋というふうに考えております。

北新井田橋につきましては、当初はあそこに橋をかけたほうがいいのか、それとも高台の防集団地の調整池の用地も必要じゃないかという中で、なかなか決めかねている中でも事業はスタートしなければならないということで区画整理はスタートいたしました。スタートした後において、やはりあそこに橋をかけないとあちらの街区の土地利用の効率化が図れないという判断のもと、区画整理事業の復興交付金を活用して事業認可の変更をとつてかけたというものでございます。

いずれもそれぞれ目的があつて必要に応じてかけた橋ということで、私どもといたしましては当然無駄な橋はないというふうに考えております。以上です。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　当然つくる側としては無駄なものをつくっているという概念がないでしょ。使う人はそれぞれ町民ですから、その辺はいろいろなお金の問題、利用勝手があつてとか、いろいろ考えます。

そうした中で一つ言っておかなければならぬことは、漁協さんが現在の低いところに事務所を構えていますけれども、当時建設するときに町に第1候補として大森の高台に土盛りをした安心なところを貸してくれという第1候補を話したら、町から断られたと。そして、第2候補の現在建っている漁協さんの事務所、「何であそこのところ、下に津波が来たら大変

でしょう、何で下につくったんですか」と言ったら、町に第1候補を言ったら断られたという、そういうことを言わされましたけれども。（「そういう事実はない」の声あり）

○議長（三浦清人君） まず話を聞いて、質問を聞いてから。

○7番（及川幸子君） そういうことを言わされました。何かのとき、確認しようと思いましたけれども、ちょうど今、話が出ましたけれども、大森のその場所ですね、第1候補となったのがその大森団地、工場団地、今の事務所の上、そこを第1候補にしたんですということでした。そういう事実を私は聞かされたんですけども、そういう事実があったのかどうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 反問権を使うわけでございませんが、その情報はどこからいただいた情報ですか。私はずっと漁協の、亡くなりましたけれども、佐々木運営委員長とずっと事務所の場所については、当時の参事も含めていろいろ議論をしてきてまして、基本的にはあの場所ということでお話をいただいて、それでその場所に決定をしたと。漁協のどなたなんでしょうか。（「いや、まあ」の声あり）

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 個人名を出しませんけれども、それは私は記憶して、後日確認いたさせていただきます。

次の件に移らせていただきます。いや、今、次からありますので。この新井田橋については途中変更があったというただいまの答弁でした。現在その新井田橋の下に、新井田橋でない、そこに新井田橋に行くまでにずっと道路が河川敷を通ってきているんですけども、給食センターの前の橋の下、橋桁の下が舗装されないで道路になっているんです。路幅がそのままの幅なので、あそこが舗装になればその路肩、川沿いをずっと車で走ってこられる環境なんですけれども、今の現状をそのままにしていくのか、あそこを整備するのか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 連絡道路の橋の下、橋台の川側という部分のことかと思いますが、当該地につきましては河川管理用地ということで町道の認定をする予定はございません。加えて申せば、この橋台の西側の最終幅員は4メーターでございます。その北側の街区道路は8メーターでございます。それで、変えるつもりはないのかということを問われれば、これを広げるということは現状において困難、無理と……（「舗装」の声あり）ということです。最終仕上げは碎石で、現在、今議員も行かれたということかと思うんですけども、車どめ

を設置いたしておりますと、當時車両の通行はできないと、町道ではないと、河川の管理用であるということでございます。

例えば橋台をもっと引いてここを通したらいいんじゃないかというようなことも考えられるかとは思うんですけれども、例えば気仙沼方面からその街区に入ろうとして約800メーター国道をぐっと下っていって、未来橋のほうから橋を渡って、また800メーターほど上り返してしかアクセスできないというような形状になる街区であります。これを復興交付金が確保できる限りにおいて効率的に使いやすい宅地とすべく変更をして、県と調整した後において現在橋梁を設置したと。あくまでも宅地の利用効率を上げる目的で北新井田橋を設置したということでもございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　なぜ私がそこを聞いたかというと、あの新井田川を通ってみて、河川敷に草が生えています。きのうから同僚議員が自然豊かな町ということで、自然を大切にするということが皆さんの中から聞こえてきています。そこで、その川、新井田川には蛍がすめるんじゃないかなという観点から、蛍の生息する場所にしていくとその川が生きてくる。南三陸町の観光スポットにもなるんじゃないかなという思いがあるので、そこを何とか自然の蛍のすめる川ということにしていったらどうなのかなということで今提案させていただいているけれども、町長、どうでしょうか、そういう考え方のものとには。

○議長（三浦清人君）　町長。（「何で笑いながら言うの」の声あり）笑っていませんよ。

○町長（佐藤　仁君）　蛍の生息をするのは基本的には自然豊かな場所という、これは難しいんですよ。要するに蛍の餌はカワニナですから、カワニナの餌と、それからカワニナというどっちかというと水の汚いところ、ところが蛍はすごい水のきれいなところと、この両相反するものがないと蛍は生息しないんですよ。あの場所がそうなるかどうかというのは、私は検査もしたこともございませんし、調査もしたことないので、それはわかりませんが、基本的にはそういう生態環境が必要だということですので、ひとつそこはやれるかどうかは私から今この場所でお話はできません。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　ただいまの蛍について町長は詳しく知っているようでしたね。あそこを整備して川沿いに未来橋までつながると、蛍見学や自然探検で子供たちが水に親しむことができるのではないかと思われます。そういう環境づくりをこれからもやっていけると、蛍がすめる町というキャッチフレーズになると思いますので、この辺は皆さんでその考えを一

緒に共有していきたいと思います。

次に、4点目に行きます。先ほどの課長の説明で歌津魚竜館の復旧ということで、宮城県の三陸地域の自然史系施設被災状況ということで、宮城県自然史標本レスキュー活動報告より県内5カ所より標本復元されているものがあります。その中でもちろん歌津魚竜、それから岩井崎プロムナードセンター、雄勝公民館、おしかホエールランド、マリンパル女川というそういうところをレスキューが入って復元していただいているものもあります。ここで復旧しているのが岩井崎プロムナードセンター、現在やっています。それから、マリンパル女川は物販だけで復旧をやっているようです。それから、ホエールランドは休業で、雄勝公民館も休止ということあります。

この歌津の魚竜館は2階建ての水産振興センター2階展示場と管の浜にある魚竜の露頭展示施設である魚竜館からなり、歌津管の浜漁港防波堤のすぐ脇に立地しておりました。水産振興センターは津波により完全に水没したが、最悪、窓やドアの開口部は破られたものの、外壁が全部残ったことから、資料館標本の流出を免れたとレスキューの報告に載っております。

それで、現在この魚竜化石は復元して、吉野沢仮設に文化遺産として収蔵されておりますけれども、この展示施設の復旧ということで実施するという計画のようですが、そのスケジュール等をお聞かせください。どのような展示施設にしていくのか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） スケジュールという前に基本的な考え方をちょっと説明させていただきますが、前にもこの件については説明をさせていただいているが、基本的にはあれは災害復旧ではできないということです。したがって、基本的には財源がないというのが現実でございます。

その中で、今の図書館を使っていますが、その図書館を含めていろいろな形の中で再利用できないかということで今検討をさせていただいてございます。その中で図書館と歴史資料館のあり方ということについて、総合支所のマチドマも含めて総合的に包括的にこれを検討しようということでやってございますので、いずれその方向性が出た段階でご報告を申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 災害復旧でできないというご答弁でしたけれども、なぜこれが、あつた施設が復旧できないのか。災害査定にのせたのか、最初からこれは復旧できないものとしたのか、なぜ復旧されないのか、その辺のご答弁をお願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） これも前に説明をしたと思います。あの建設そのものが財源、ふるさと創生の基金を使っているということでございまして、これは災害復旧には該当しないというのが復興庁の見解でございますので、財源はないというのが正直な私のお話でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私は宮城県復興局まで行って聞いてきました。ふるさと一億創生でやつたから、今までですと起債でやつたからだめなんだということを言われていますけれども、そういうことはないということを言われています。そして、プロムナードセンターも起債でやつたということなんですけれども、現在復旧に向けて事業が進んでおります。

ただいまのお話は復旧事業から、当時の一億創生でやつたんだからできないというお話なんですけれども、それは事実でしょうか。再確認いたします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 魚竜館の部分はちょっと私も情報として持ってございませんけれども、水産振興センターという形の中で、町長からふるさと創生資金等を使ってできないというお話がありましたけれども、そもそもそこの水産振興センターのメインたる部分は魚竜館もありますけれども、下で水産物を直売しているといったような類いの趣旨のものの施設ということで、そこを運営している方々、組合で行っておりましたけれども、当時の産業振興課長に経緯を聞いたんですが、そもそもそれをまた組合として運営することはできないというお話をいただいたので災害査定を受けなかったというお話でございますので、そういうことで災害復旧という形には至っていないということでございます。

ただ、その組合員の方々、主に4社の形態なんですが、もうそのころには既に歌津ではみなさん館という部分でかかわりを2社ほど持っております、そういう部分での再開といったような形で現在はなっているという状況です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明を聞くと、一億創生でやつたからではなくて、そもそももともとやっていた事業者の人たちがやれないということだから復興予算計画にのせなかつたという答弁でした。あのときはやはり皆、漁業をする人たちも大変な状況でした。その人たちでなく、これを残せば旧歌津ではそこを核にいろいろなことができるんですよ。宮城県一できる水産物がとれるんですよ。そういうものをあそこで販売することができる。そのやっていた人たちでなくして、なぜもっと広く考えられなかつたのか、そういう施策、今さ

んさん商店街になぜ皆お客様が来るかというと、仙台から海の幸を食べたくて来ているんですよ。

私も土木、復興局、いろいろ歩いて、「あそこに水産振興センターがありましたよね。皆さん、寄ったことがありますか」と言うと、大概の人は「そうです、500円で食べました」、そっちの方も「食べました」、こっちの人も「食べました」と。当町は何の町ですか。漁業の町でないですか。四季折々、ウニ、アワビ、ワカメ、ホタテ、カキ、いろいろありますよ。県内一のものがとれるんですよ。こうしたものを、そこを核として食べさせておもてなしして、そういうことを考えられなかつたんですか、この町に住んでいて。大谷の道の駅だけで歌津のアワビをやっているんですよ。なぜそこまで考えられなかつたんですか。残念でなりません。

復興庁の人に再三私も「これからでは間に合わないんでしょうかね」と言うと、「今、設計が出ていないと、平成32年までに終わらない事業でないとできないんです」ということを言われました。なぜもっと当時そういう考えに立たなかつたのか。当時の魚竜館、水産振興センターを知っている人たちがこの中にも、あれだけはやっていたそういう施設があったことを歌津の職員であれば皆が知っています。町長も昼、食べに行ったことは何度もありますね、歌津に行くたびに。そういうものを利用したり利用させたりということが考えられなかつたのかどうか、もう一度お伺いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 水産振興センターの性格、性質という部分で、災害復旧でできない、やらなかつたということで、時系列的に考えてみると、その構成員だった方々の中には体調不良の方が1社の方、それと残りの3社の方は、みなさん館にかかわりを持った方が2社、それと伊里前の商店街にかかわりを持った方が1社ということで、平成24年10月にみなさん館をオープンしております。民としていち早く自分たちで歌津の海産物を提供しようというもくろみの中で民の方々が一生懸命立ち上げた部分に、町が改めてそこで水産振興センターにかわるような施設を持って、ある意味水を差すような形が行政としていいのかという問題はございます。そういういたみなさん館の立ち上げを経た上で公共施設の配置計画というものを議会のほうにお示しした経緯がございます。

そのみなさん館には直接2社のかかわりがありましたが、実際やっている方は1社であると。もう1社の方は隣接地に自社の直売所等を設けておりますし、そういういた民の方々がそれぞれの再建の道を試行錯誤で考えているところに行政として、同じ回答になりますが、水を差

すようなことはしないということから、公共施設の配置計画にも水産振興センターという位置づけは設けなかったという経緯でございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　時間もないで、これにばかりにかかっていられないんですけれども、きょうの入谷公民館の綱引きでないですかとも、入谷公民館が新設になるという話を聞きました。そういうところは復旧でないので補助事業率も低いと思いますけれども、復旧事業でやるとこれらが、歌津でこの施設が核となってそこに道の駅のようなものもつくったり、いろいろ波及効果が多うございます。施策の中として今後こういう海のこの恵み、産物をどんどんPRして、国際的にでも販路を大きく広げていくものが、この歌津の海で南三陸の海でとれています。そういうものを国際視野にのし上げて私はやっていきたいと思いますけれども、施策として今後そういう考えがあるのかどうか、町長にお伺いします。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　行政も含め、官民含めて大体今、最終形の南三陸町の形ができ上がってきただなというふうに思っております。新たに何かを建てるといいましても、基本的にはこれはもう民間の皆さん方の財力がどれほどあるかということも含めて、我々だけで決定するというわけには、これは当然まいりませんので、そこは民間の方々の意思がどういうところまであるのかということについては、私どもとして推しはかることはなかなか難しいと言わざるを得ません。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　民を入れるとなれば、大手が入る可能性も出てきます。例えばそうですね、JTBとか、お風呂をやっている業者とか、いろいろあります。そういう大手が入れば、漁協さんも一緒になってやりますよということも聞いておりますので、ぜひ大手企業と民と、そういうところと手をとりながらこの町でとれる産物をおもてなしの方向で観光に結びつけて、そしてこの南三陸町を観光、そして海からとれる水産物の販路を拡大していく这样一个方向性を施策として今後とも考えていただきたいと思います。時間がないので、次に移らせていただきます。

次に、2点目です。町職員の定数問題について。

①現在の職員体制で十分な仕事ができているのか。

2つ目、震災前と後、平成32年までの定数の推移。

それから③、この②と③は一緒でいいですけれども、震災復興後、平成33年度からの定数計画ですね。

それから④ことし3月に職員募集採用した理由。

その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目のご質問であります町職員の定数問題ということについてお答えをさせていただきますが、1点目のご質問、現在の職員体制ということでありましたが、東日本大震災からの復旧・復興業務を計画どおりに遂行するため、本町では全国の自治体から大勢の職員を派遣いただいており、業務を遂行するための職員数についてはおおむね充足しているものと認識をしております。しかしながら、復興事業終了後は当然に正規職員のみで行政運営をしていかなければならないことから、職員の育成及び業務改善等に取り組み、効率的かつ適正な行政運営ができる組織体制の強化を図ってまいりたいと考えてございます。

続いて、質問の2点目と3点目になりますが、これは関連がありますので一括してお答えをいたしますが、職員の定数については、これを条例で定めるということとされておりまして、本町では南三陸町職員定数条例で職員の定数を定めております。東日本大震災からの復旧・復興業務に対応するため、全国の自治体から派遣職員のご協力をいただく必要があることから、これまで3回の改正を行っております。1回目が平成24年4月で、震災前の188人から226人に改正をしております。その後、さらに派遣職員の受け入れが増加したことに伴い、現在は310人となっております。

今後の定数についてであります、復興計画終了後の平成33年度を見据え、必要となる職員数を精査するため、各課における業務量調査を実施しているところでありますので、この調査結果を踏まえて、かかるべき時期に定数条例の改正を行いたいと考えております。

最後に4点目のご質問、ことし3月に職員募集採用した理由についてであります、職員を募集する際の人数、職種等については、人事担当課におきまして各所属長とのヒアリング結果を参考にしながら決定しているところであります。

ご質問の3月に実施した採用試験の職種については、単純労務職と志津川湾の海洋環境の研究等に従事する任期付研究員及び任期付職員であり、主に専門的な分野の業務に携わる職員となります。募集に当たっては、採用する人数、年齢制限等の募集要件を関係各課と協議の上決定しておりますが、その募集する要件等を決定し、2月中旬から3月上旬まで募集期間

を設け、3月に試験を行ったものであります。

今後につきましても、人口の減少及び厳しい財政状況が続くことが予想されることから、退職者補充の抑制等により適正な職員数を確保するとともに、行政サービスを低下させることのないように業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　ただいまのご答弁ですと、①の十分な仕事ができて定数ができているのかということに対しましては、充足しているというご答弁でした。課の担当を総括し、その課の責任はそれぞれの課長にあると思うが、今現在、課長の下に補佐がいると思いますが、補佐がいない課がどのくらいあるのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君）　総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君）　突然のご質問の中でちょっと組織の詳細の資料が今手持ちでないので、少々お時間をいただいてお答えをさせていただければと思います。ちょっとお待ちいただきます。（「はい」の声あり）

今、とっさにカウントして少々差があるかもしれません、今カウントする限り7課において補佐の配置がないというような状況でございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　7課ということですけれども、今現在そうですから、今後も補佐を補充しないでやっていくというお考えでよろしいでしょうか。このままやっていくというお考えでよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君）　総務課長でいいの、副町長、どっち。副町長。

○副町長（最知明広君）　今現在の段階で補佐がいない課が7課あるというようなことでございますが、これにつきましては先ほど町長答弁で申し上げましたが、定数管理の部分もございまして、その都度都度の現況がございますので、その状況に合わせてやはり判断をせざるを得ないと。

今のところなぜそこで補佐を置かないのかというようなことの現状を申し上げますと、定数管理の上で派遣職員のほうが逆に多い課もありますし、その中に補佐を置くというのを係長でいわゆる代替していただいているというようなことでございます。中には、私の記憶の範囲では建設課等につきましては補佐が2人おります。ということは、そこでその業務が相当に繁忙を来しているというような状況にありますので、そこについては補佐を2人配置していると。

ですから、その都度都度で状況が変わつてきますので、これについては今の状況では即答はできませんけれども、やはり復興の進捗の状況に合わせて判断をさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　応援職員、支援の職員の関係もあるということなんですけれども、課長職は人事管理が仕事ですよね、職務は持たないで。補佐が仕事を持っております。そうすると、課長は人事管理ですから全体を見ます。ただいま定数の関係もあると言いますけれども、課長何人、その下に補佐を何人置かなければならないという定数には入ってこないので、補佐は実務をします。そうしたとき、補佐がいない課というのはやっぱり常に課長がいるわけでもないです、その辺の課長と補佐、お互いに協力し合ってやらなければならぬから、コミュニケーション能力がやっぱり薄れるのかなという思いがいたします。

昨年から事務処理のミスが起きておりますから、その原因というものが何であるかということを検証しておりますかね。もし検証してあれば、その説明を願います。

○議長（三浦清人君）　総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君）　もちろん原因は細部にわたって多様な原因があるわけですけれども、私の立場で大きく捉えておりますのは、住宅の問題、それから税の問題に関しては震災直後に発生したその事務の取り扱いが正しくないまま継承されてしまつたということを挙げれば、やはり震災直後の混乱されていた時期に職員が交代交代で派遣の方なども含め、あるいは地元のプロパーも含め、一時異動する際にその引き継がれる情報が十分に精査し切れない状態で継承されてしまった、引き継がれてしまったというところが大きい要素であるというふうに一つは考えております。ただ、それだけが原因とは思っておりませんが、大きくはまずそこが直接的かなというふうに思っております。

また、本年度といいますか、昨年度末においての不適正な事務処理に関して言えば、いわゆる不適正と言われる行為が直接的に行われた部分が問題となってございます。公務員であれば当然正しく事務を処理し、正確にそれを上司に伝え、判断を仰いで事務を執行していくという基本的な行為ができていなかった部分が直接的な問題にはなっております。

ただ、しかしこれもやはりコミュニケーションの問題であつたり、多様な要素は含まれているというふうに考えておりますので、これらについてはその後の職員の再発防止の研修などでより深く掘り下げながら再発防止に努めているというような状況でございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○ 7番（及川幸子君） 時間がないので次に移りますけれども、まず危機管理の職員体制は十分だったんでしょうか。聞くところでは夜遅くまで仕事をしていたようですが、年々課内の職員が減って仕事を抱え込んでいたのではないですか。その辺はどう思いますか。

○議長（三浦清人君） 及川議員に申し上げますが、細部にわたっての内容の質問は、今後その特別委員会を設置しておりますので、あくまでも一般質問でありますから、町長に伺うような内容の質問をしていただきたいと思います。細部にわたっての細かいことは特別委員会でお願いしたいと思います。及川幸子君。

○ 7番（及川幸子君） では、その辺は特別委員会に委ねたいと思います。

まず、この議場に出席している課長職の皆さんには優秀な皆さんですので、課内のコミュニケーションづくりはできていると思います。しかし、もう一度立ちどまり、ご自分の課内のコミュニケーション環境はどうなのか、お一人お一人向き合って仕事に対する考え方をご議論されてはいかがでしょうか。「よし、あしたも元気に仕事をしよう」と思える職場づくりに徹してもらいたい。今までミスを起こした人だけが浮いてしまいます。一人のせいだけではないと思います。

ここで、金子みすゞさんの「星とたんぽぽ」の一部を読ませていただきます。「昼のお星はめにみえぬ。見えぬけれどもあるんだよ、見えぬものもあるんだよ。」、見えないけれども、大切なものがあることを表現しています。受けとめ方はそれぞれで自由です。この先何十年、公務員として奉職するわけですので、それぞれ気持ちの中にこれを受けとめて仕事をしていただきたいと思います。

また、現在、危機管理課長が部下の偽装問題で仕事を休んでいるようです。そもそもこの町で働くためにここに来て、危機管理課長に任命されたことは大変だったと思うんですね。彼ら優秀な課長でも地の利がわからない。火事や災害、土砂崩れなどが発生したら場所もわからなくて、やる気満々でもなれないで大変困っていたことだと思います。また、そこに携わる部下も大変だったと思います。任命権者の町長は、このことはどこに問題があったとお考えでしょうか。町長にお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には、人数的な問題につきましては危機管理課の職員が非常に少ないということにはならないと思ってございます。震災前の危機管理課の職員と現危機管理課の職員の人数はそう変わりはございません。

ただ、今、課長の任命が正しかったのかと、あるいは地域を知らない課長でよかったのかと

いうことになれば、そういう意味においての負荷をかけた部分が多分にあったかなというふうには思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） どうして虚偽の実績報告を提出したのかわからないという、そういう動機がいまだわからないであります。町長は減俸予算を議会に提出し、議決されましたが、書類偽装の動機がわからない、町民が不信感を抱えて納得がいかないであります。このままでは当事者本人も、復帰してきても仕事を頑張ってやろうとする気になるでしょうか。議会の監視機能を怠り、無責任だと我々も言われそうです。

現在、総務課長が危機管理課長を兼務されているようですが、まだ9月、年度途中ですので、総務課長の仕事が過重になり、精神的な負担が心配です。総務課長さん、心配です。兼務しないで町内を把握しているプロパーを起用してはいかがなものですか。これは当局のことですから私が言うまでもないんですけども、兼務するほど総務課長職は余裕があるのかどうかわからないですけれども、報道では総務課内に危機管理を統合するようなことが掲載されていますけれども、総務課内にこの危機管理を置くというのは事実なんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 機構改革については、今回の条例の改正の中に議案として提出をしてございますので、新聞報道等でご承知だというふうなお話ですが、そのとおりだというふうに思います。

それから、もう一つお話をさせていただきますが、危機管理課が総務課に入るということで、総務課長が大丈夫かというお話でございますが、これから南三陸町の機構改革は新年度に向かって大幅に変えていかなければいけない。要するに、今の職員の人数が310名とさっき私はお話しさせていただきましたが、平成33年度、いわゆる復興計画が終了した時点で町の定数は旧志津川町の定数185人ぐらいまで落とさないと、町の機能といいますか、なかなか難しいという状況になりますので、大幅に減らしていかざるを得ないということがございますので、さっきちょっと途中で抜けてしまいましたけれども、もともと昔、総務課の中に危機管理は入っておりました。そういうことでございますので、いずれ、何というのかな、初めてこういう形をとるわけでなくて、もともとの体制に戻していくということだということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○ 7番（及川幸子君） 危機管理がもともと総務課に入っていたということなんですかけれども、この危機管理を立ち上げるときは必要だから設置したと思うんです。この不祥事があったから再編するんですかね。むしろこれからさまざまな災害が起きる危険性が大いにあります。十分な職員配置をして今後の災害に対応して、さらには消防署や消防団とも連携をとりながら、町民の安心・安全なまちづくりにご尽力していただけたらベストなんでないかと思われますけれども、町長はあくまでも総務課の傘下に、この立ち上げる前も総務課の中に入っていたからそうするんだというご意見でしたけれども、そうなんでしょうかね。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたように、十二分に職員を配置しろというのは、正直申し上げて今後の町の定数の問題を考えていくと不可能でございます。したがいまして、業務もやれるところとやれないところ、今全て見直しをかけてございます。そうでないと、185人の目標の現職員数で今までやってきた仕事を全てこなすというのは、これは基本的に無理です。

したがいまして、そういうことをやってございますから、含めてそれを、機構改革をすることの話で私は申し上げているわけでございまして、ある意味、危機管理課が総務課に入るということになりますと、基本的には今まで危機管理課の四、五人の人数でやっていたのが、総務課の人数的には十数名ということになりますので、お互いがサポートし合いながらできるという体制ができますので、むしろ前よりはかえって危機管理の皆さん方もいろいろな形の中で仕事で融通がきくということになりますので、そういう体制をとりたいということで考えてございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○ 7番（及川幸子君） 職員が足りないから充足してくださいと言っているんではないんです。これから今、総務課のほうに統合するので、これから全国的に、きのうもありました、のような災害が起きると危機管理だけでは大変になるんですね。そういうわけで、ずっと前にも私、議員になりがけなんですけれども、各課の課長たちも一緒に災害があったら出てきて、みんなでそれを処理しなさいと言った経緯もあります。現在ですと災害があると担当課、例えば危機管理だけが出てくると。今言った5人やそこらでそれをするとなると大変なんです、ご苦労があるんです。だから、その点についてはただいまの答弁が総務課に入って、強化して全員でそれをカバーしていくというような方策も考えられるんです。

ただ、こういう不祥事が出たからそこの課を総務課に統合するんだではなくて、ただいまの

答弁を聞けば総務課内に置いて強化していくということを聞いたから安心なんですけれども、そういう今後の災害に備えてここにいる皆さん方がいろいろな部署を踏まえて、係を経て、ここに上がってきています。そうすれば、そういう人たちと災害を共有してやっていけば早い仕事ができるんですね、皆さん、頭脳達者な経験豊富な課長さんたちが。危機管理だけに任せていなくて、担当だけに任せていなくて、災害のときは一緒に我々議会も協力します。一緒にやりましょうという気持ちになってもらいたいということですので、その辺は理解していただきたいと思います。

それから、2と3は一緒ですからわかりました。

次に、2月末から3月にかけて職員募集した理由を先ほど聞きましたけれども、もう一度お聞かせください。広報に載らない、職員募集が。なぜ広報に載せなかつたのか。町民の人たちは知らなかつた、知つていれば応募したという声が大分聞かれて、不満を抱いております。憲法第14条には「法の下の平等」がございます。そういうことからしても、なぜ広報に、最低でも広報に、告示はしたと言うかもしれないけれども、なぜ広報に載せなかつたのか、その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段で及川議員は理解していない部分がございますので、ちょっとお話をさせていただきますが、いざ災害のとき、職員のいわゆる招集の問題です。危機管理課が全てと、それから課長が毎回出るということでは決してございません。これは基本的にはゼロ号配備、1号配備、2号配備、3号配備、それぞれで出る職員が決まっておりますので、毎回とかという話ではございませんので、そういった配備体制をもう一度ごらんいただきて勉強していただきたいというふうに思います。（「（聴取不能） ください」の声あり）

○議長（三浦清人君） その募集、総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 3月に募集が実施された理由ということで、先ほど町長が申し上げました、それぞれ職務の特殊性といいますか、今回募集する職務それぞれにさまざまな理由があったわけなんですが、今回は先ほどの町長の答弁でございましたとおり、採用されたのが単純労務職と、それから海洋環境の研究に従事する任期付職員というようなことで専門職の募集になりました。単純労務職の仕事の中身につきましては、校務、それから調理、校務は学校の用務を実施する校務ですね、それから調理、それから運転業務でございます。任期付の職員のほうは、具体的に言えばネイチャーセンターに勤務するという職員ということになります。

まずもって校務につきましては、1月22日付で教育委員会から学校技師の任用方針についてということで、いわゆる学校現場において学校の先生方は非常に大変忙しい現状を踏まえて、校務の配置をすべきだという提案、発議がありまして、町長と協議をした上で、それではという形になりました。結果的に3月の募集と。

それから、調理のほうの職員に関して言えば、本来、給食センターの職員を保育所に配置して給食の業務に従事を図ろうと計画をしておったんですが、給食センター廃止といいますか、従来の施設を閉鎖するのと同時にやめる職員が発生してしまって、どうしても年度末ぎりぎりに募集をかけなくてはいけないというような事情。

それから、任期付の職員に関して言えば、これは専門性のある知識を持った人材を当初から探しておりましたが、それに該当しそうな方が見つかったのが年度末ぎりぎり、大学のほうからのご紹介がその時期になったというようなことなど、全体的にそれらをその時期に一気にやらなくてはならないような状況が発生して、当初から広報に載せない計画では全くございませんで、募集に関してはすべからず広く広報に出て載せる努力をしているわけなんですけれども、どうしても今回のこれらの調整を年度末ぎりぎりに間に合わせていかなくてはいけないという事態から、広報につきましてはホームページによって広報をさせていただいたところでございます。

結果、例えば校務の応募などで言えば、20名の応募がございまして、これは他の一般行政などと比較しても非常に多い……（「手短にお願いします。時間ないです」の声あり）はい。そういったことで多数の応募があった中から選考させていただきました。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 先ほども話しましたけれども、憲法14条には「法の下の平等」とあります。この町に仕事が少なく、高卒の人たちは地元から離れて都会に出ていきます。それを考えると、これから若い人がこの町に残ることを考えるべきではないでしょうか。

地方自治法第13条、平等取扱の原則、「すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならず、政治的意見若しくは政治的所属関係によって差別されはならない」とあります。そしてまた、自治法第17条の2、採用の方法には「人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする」とあります。この選考で採用した場合の判断基準はどのようにしたんでしょうか。年齢も50歳までと上げております。地方自治法第18条の2、採用試験の公開平等があります。また、第20条には、採用試験の目的及び方法もあります。こういうことを加味してやったのか、そしてまた、今

後もこのような急な職員募集を実施するのかどうか、お答えください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 今までに議員がそれぞれ法的根拠をお示しいただいた全てに合致する方法をもって採用試験を行っております。中にありました地方自治法第17条の2第2項の中で示されております、採用試験は競争試験、それから選考によるものということで、基準をそれぞれ設けまして、いずれも不公平のない方法で試験を採用し、適正に人選を行い、その手続の途中経過においてもホームページを通じて広く募集を実施したというふうにご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それから、昨年7月から8月にかけて県に委託して募集した平成30年採用の初級試験の職種です。事務職で障害者枠2名とありますが、国、県などでは障害者手帳がない人の水増し偽装が発覚しました。当町ではこういうことがあったのか、なかったのか、50人に対して1人の枠とありますけれども、2名程度ということになっていますけれども、なぜ今に来て足りないから2名を採用するのか、この水増しには関係あるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） まず、水増しとかという部分においては、町の実績においてはございません。そのような実態はありません。

そして、障害者の募集枠につきましては、平成30年度、障害をお持ちの職員の方がご退職されておりますので、その分を含め町として不足部分2名程度を募集させていただきました。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それと、障害者枠と病院の経理事務、医療事務もあります。これは専門事務職としてずっと病院事務だけをしてもらうのか。今まで行政事務で採用されていながら、病院事務に異動になって仕事をしている人たちがたくさんいます。その人たちと待遇は変わらないのか、ずっと専門職で置くのか、その辺をお答えください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 今お話ししたいた職員は直接、病院事業の中で採用した職員でございますので、基本的には病院の中でお勤めをいただく、将来的にもそのようにお勤めいただくということでございます。

ただ、実績としてこれまで病院職員との交流といいますか、人事異動はございましたので、

それは必要に応じて、時と場合に応じて、ないわけではないというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） それから、建築技師です。現在いろいろな仕事が復興事業で大変繁忙時期を迎えておりますけれども、ほとんど設計などは業者委託しておりますけれども、この建築技師の採用は何名あったんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（高橋一清君） 平成30年度では、建築上級で2名、それから初級で2名を募集いたしましたが、残念ながら該当する採用はございませんでした。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） あと9分しかありません。次に移って、2点目は終わります。次に移らせていただきます。

まず3点目、文科省のモデル事業活用について。

①地域の課題解決に取り組む高校を支援する事業が新聞報道されたが、このことについてご確認されていますか。

②志津川高校に介護学科や特色化事業の推進を図るべきでは。

③地方創生事業の一環としても取り組みを考えては。

④介護事業現場の人手不足解消にも期待が持てるので、実現に向け努力すべきではないか。

以上、そうですね、質問の相手は町長と教育長にしておりますけれども、よろしくお願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、3件目のご質問、文科省のモデル事業活用についてお答えをさせていただきますが、教育長ということになっていますが、私のほうから一括して答弁をさせていただきたいと思います。

1点目の地域の課題解決に取り組む高校を支援する事業についてであります、平成31年度から高等学校が自治体、高等学校機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築して、地域課題の解決等の探求的な学びを実現する取り組みを推進することで、地域の核としての高等学校の機能強化を図る事業を文部科学省が行う予定であることは承知をいたしております。

次に2点目のご質問、「志津川高校に介護学科や特色化事業の推進を」及び3点目のご質問、「地方創生事業の一環としても取り組みを考えては」ということにつきましては、関連があ

りますのであわせてお答えをさせていただきますが、高校における学科の新設や高校を直接の対象とした支援事業等は、最終的には宮城県が決定することとなります。町といたしましては、平成28年度から志津川高校魅力化推進事業を実施しているところでありますので、同事業の一環として、県、高校及び地域と連携を図りながら、可能な限り積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、「介護事業現場の人手不足解消にも期待が持てるのではないか」について、2点目のご質問であります新設学科の推進に関連するご質問だと思いますが、介護現場における人材不足の要因は多岐にわたっております。介護士が仕事につきやすい環境づくり、即戦力として活躍できる人材確保のための制度の整備なども必要であります。また、人手不足解消の一つの手段として、介護ロボットの導入、事務事業の効率化を目指したＩＣＴ化なども必要であると考えております。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。6分35秒です。

○7番（及川幸子君）　ありがとうございます。

まず、最終的には県の判断だということなんですけれども、何をやっていくかということは、科目をしていくかということは、現在の志高に課せられた大事なことだと思うんです。普通学科だけではとてもやっていけない、そういうようなレベルまで今、志高は来ております。定数割れをしているということは、高校に魅力がないということだと思うんです。そうした場合、何がじやあ魅力なのかと考えた場合、私はそれもあると思いますけれども、高卒で高校を終わって皆、大概専門学校に行って資格を取ってきて、それから就職ということになっていますけれども、そこでこういうものが授業の中であれば、資格をその高校のうちで取って、そして高校を終わって就職に有利に働くわけです。そういうことを考えるからこういう質問をするわけですけれども、まず時間がないので、教育長にお伺いいたします。

現在、南三陸町では中高一貫教育を推進してこの数年実施してきましたが、そのメリット、デメリットをお伺いいたします。

○議長（三浦清人君）　教育長。

○教育長（佐藤達朗君）　中高一貫の取り組みは十四、五年続いておりますけれども、中高一貫教育の当初の狙いについては、子供たちの学力の向上とか、それから社会性の育成だとか、それからあとは職業選択ということで、目標を立てて実施しました。それで、しかも宮城県内を見渡すと、地元の中学校から地元の高校に進学する率が県内で一番高いということで、モデル的に試行して、そしてそれが県の指定として十四、五年続いております。

メリットとしましては、地元にある高校に地元の中学生が入学できるという、そういういわゆる幅が大きくなつたということが一つのメリットです。それから、デメリットとしましては、何かちょっと相反するんですけれども、児童生徒数が減少して、逆に地元の高校に入る子供たちが少なくなつてしまつたということがちょっと、本来ならば地元の中学生を地元の高校に入れるということが、子供が少なくなつてその分だけ減つてしまつたと。ですから、このいわゆる中高一貫が全県下というふうな形になればもっと枠が広くなるかなというようなことで、メリット、デメリット、こう相反するところがありますけれども、考えられるところはそういうことが1点あるのかなと思います。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　ただいまのメリット、デメリットをお伺いしました。子供が少ないから定員割れも起こすんではないかというようなお話ですけれども、個人的にはそなへばかりも言つていられないのかなという思いがあります。なぜかというと、保護者の声を聞きますと、中高一貫だからスムーズに入れると。だから、勉強する意欲が湧かない。どうせ入れるんでしょうというような、そういう思いで勉強することを、あの学校に入りたい、この学校に入りたいと一生懸命勉強するんですけども、中高一貫がゆえにどうせ入れるからという、勉強しないと、そういうことも懸念されているわけです。

ですから、そういうことを取り除くためにも、今始まって十四、五年がたっています。今後こういう、町としても学力向上するために今、志翔学舎などをやっております。そういうものを生かしながら努力していかなければならぬんですけども、この中高一貫をこのまま続けていったほうがいいのか、どうなのかということも考えなければならない時期なのかなと思われますけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君）　教育長。

○教育長（佐藤達朗君）　まず、第1点ですけれども、子供たちが地元の高校にスムーズに入れると、だから勉強しないんだということ、ある側面からそういうことも言われておりました。したがって、一時期そういうことで問題になつたことがありますけれども、現在はそういうことではなくて、やっぱりあくまでも子供たちの意思というか、将来自分がどういう人間になるのかということから考えて選択をしていくというふうな形が私は自然だったと思います。

それから、中高一貫の事業について、これを見直すことについてはなかなか難しいことでありまして、これは県の事業として取り組んでおりますので、今後そういう考え方も出てくる

のかなというようなことも考えられるかなと思っております。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　この地元に高校がなくなるということは、我々も危機感を抱かなければならぬと思うんです。そういうことに今度、高校生がいなくなる、高校がなくなることは、通学する子供も見られなくなる。そうしたことを、今後のことを考えるととても寂しいものがありますけれども、これを存続するために町を挙げて、県立だから県にだけ任せておくんではなくて、志翔学舎もできました、そういうことから町を挙げてこの志高の学力向上、存続するために努力していかなければならぬと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。最後に、時間もないんですけども、町長にこの志高を守るその意気込みを施策の中にどう取り入れていくのか、お願いします。

○議長（三浦清人君）　町長。

○町長（佐藤　仁君）　志翔学舎も含め、同窓会も含めて学校をどう存続させて、どのように魅力あるものにするかという取り組みは随分やっております。多分ご承知ないのは、及川議員がご承知ないだけであって、基本的にはそういう取り組みも結構やっているんですよ。ですから……（「わかっています」の声あり）　わかつていなかから多分聞いていると思うだけれども。そういうことですので、学校の存続ということについては町としてもしっかり危機感を持っているからこそ、さまざまな取り組みもしているということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君）　以上で及川幸子君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君）　異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明6日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。本日はこれをもって延会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時41分　延会